

令和六年二月二十九日（木曜日）午前十時一分 開議

議事日程第四号

令和六年二月二十九日（木曜日）午前十時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 第一 | 議第二十七号 | 令和六年度山形県一般会計予算 |
| 第二 | 議第二十八号 | 令和六年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第三 | 議第二十九号 | 令和六年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第四 | 議第三十号 | 令和六年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第五 | 議第三十一号 | 令和六年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第六 | 議第三十二号 | 令和六年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第七 | 議第三十三号 | 令和六年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第八 | 議第三十四号 | 令和六年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第九 | 議第三十五号 | 令和六年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第十 | 議第三十六号 | 令和六年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第十一 | 議第三十七号 | 令和六年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第十二 | 議第三十八号 | 令和六年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第十三 | 議第三十九号 | 令和六年度山形県電気事業会計予算 |
| 第十四 | 議第四十号 | 令和六年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第十五 | 議第四十一号 | 令和六年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第十六 | 議第四十二号 | 令和六年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第十七 | 議第四十三号 | 令和六年度山形県病院事業会計予算 |
| 第十八 | 議第四十四号 | 山形県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第十九 | 議第四十五号 | 山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第二十 | 議第四十六号 | 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十一 | 議第四十七号 | 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十二 | 議第四十八号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十三 | 議第四十九号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十四 | 議第五十号 | 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十五 | 議第五十一号 | 山形県山形新幹線新トンネル整備基金条例の設定について |
| 第二十六 | 議第五十二号 | 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十七 | 議第五十三号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十八 | 議第五十四号 | 山形県脱炭素社会づくり条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十九 | 議第五十五号 | 山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について |
| 第三十 | 議第五十六号 | 山形県婦人保護施設山谷寮条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十一 | 議第五十七号 | 山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例の設定について |
| 第三十二 | 議第五十八号 | 医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十三 | 議第五十九号 | 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十四 | 議第六十号 | 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第三十五 | 議第六十一号 | 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第三十六 | 議第六十二号 | 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第三十七 | 議第六十三号 | 山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十八 | 議第六十四号 | 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第三十九 議第六十五号 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十 議第六十六号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十一 議第六十七号 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十二 議第六十八号 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十三 議第六十九号 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十四 議第七十号 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十五 議第七十一号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十六 議第七十二号 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十七 議第七十三号 山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十八 議第七十四号 置賜文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第四十九 議第七十五号 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五十 議第七十六号 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五十一 議第七十七号 山形県水産振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五十二 議第七十八号 山形県東北農林専門職大学基金条例の設定について
- 第五十三 議第七十九号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五十四 議第八十号 山形県特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例の設定について
- 第五十五 議第八十一号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五十六 議第八十二号 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五十七 議第八十三号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五十八 議第八十四号 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五十九 議第八十五号 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第六十 議第八十六号 山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第六十一 議第八十七号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
- 第六十二 議第八十八号 一般国道百十二号山形中山道路工事用地の処分について
- 第六十三 議第八十九号 包括外部監査契約の締結について
- 第六十四 議第九十号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画の認可について
- 第六十五 県政一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程第四号に同じ。

出席議員（四十二名）

- 一番 石川 渉 議員
- 二番 齋藤 俊一郎 議員
- 三番 橋本 彩子 議員
- 四番 松井 愛 議員
- 五番 石川 正志 議員
- 六番 江口 暢子 議員
- 七番 阿部 恭平 議員

八 番 鈴 木 学 議員
 九 番 伊 藤 香 織 議員
 十 番 石 塚 慶 議員
 十一 番 関 徹 議員
 十二 番 阿 部 ひとみ 議員
 十三 番 梅 津 庸 成 議員
 十四 番 今 野 美奈子 議員
 十五 番 高 橋 弓 嗣 議員
 十六 番 佐 藤 文 一 議員
 十七 番 相 田 日出夫 議員
 十八 番 佐 藤 正 胤 議員
 十九 番 遠 藤 寛 明 議員
 二十 番 相 田 光 照 議員
 二十一 番 遠 藤 和 典 議員
 二十二 番 菊 池 文 昭 議員
 二十三 番 高 橋 淳 議員
 二十四 番 青 木 彰 榮 議員
 二十五 番 石 黒 覚 議員
 二十六 番 梶 原 宗 明 議員
 二十七 番 五十嵐 智 洋 議員
 二十八 番 能 登 淳 一 議員
 二十九 番 柴 田 正 人 議員
 三十 番 洪 間 佳寿美 議員
 三十一 番 矢 吹 栄 修 議員
 三十二 番 小 松 伸 也 議員
 三十三 番 吉 村 和 武 議員
 三十四 番 高 橋 啓 介 議員
 三十五 番 木 村 忠 三 議員
 三十六 番 加 賀 正 和 議員
 三十七 番 森 谷 仙一郎 議員
 三十八 番 榎 津 博 士 議員
 三十九 番 奥 山 誠 治 議員
 四十 番 伊 藤 重 成 議員
 四十一 番 船 山 現 人 議員
 四十三 番 森 田 廣 議員
 欠 席 議 員 (一名)
 四十二 番 田 澤 伸 一 議員

説明のため出席した者

知事	吉 村 美栄子 君
副知事	平 山 雅 之 君
企業管理者	沼 澤 好 德 君
病院事業管理者	大 澤 賢 史 君
総務部長	松 澤 勝 志 君
みらい企画創造部長	岡 本 泰 輔 君
防災くらし安心部長	中 川 崇 君
環境エネルギー一部長	小 中 章 雄 君
しあわせ子育て応援部長	西 澤 恵 子 君
健康福祉部長	堀 井 洋 幸 君
産業労働部長	我 妻 悟 君

観光文化スポーツ部長	大 泉 定 幸 君
農林水産部長	地 主 徹 君
県土整備部長	小 林 寛 君
会計管理者	山 田 敦 子 君
財政課長	相 田 健 一 君
教育長	高 橋 広 樹 君
公安委員会委員長	柴 田 曜 子 君
警察本部長	鈴 木 邦 夫 君
代表監査委員	松 田 義 彦 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	大 場 秀 樹 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

○副議長（小松伸也議員） 議長所用のため私が議長の職務を行います。

午前 十時 一分 開 議

○副議長（小松伸也議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第二十七号議案から日程第六十四議第九
十号議案まで及び日程第六十五県政一般に関する質
問

○副議長（小松伸也議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第二十七号令和六年度山形県一般会計予算から、日程第六十四議第九十号地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画の認可についてまでの六十四案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第六十五県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

七番阿部恭平議員。

○七番（阿部恭平議員） おはようございます。自由民主党の阿部恭平です。

まず初めに、元日に発生しました能登半島地震により亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。あわせて、本県から被災者支援に御尽力されている関係各位の皆様にご敬意を表します。ありがとうございます。

改めて、質問に移る前に、このたび一般質問の機会をいただきましたことに対して、先輩・同僚議員の皆様、関係各位に感謝申し上げますとともに、県民、支援者の皆様のおかげと厚く御礼申し上げます。

本日は着物議会であり、伝統産業、伝統文化の振興を進めるためにも着物を着て臨んでおります。身が引き締まる思いであります。先日開催された「やまがた雪未来国（こく）スポ」では、本県の男女総合成績は昨年より一つ上の四位でございました。身だけではなく心も引き締め、選手の皆様からいただいた熱い思い、元気活力をこぼすことなく山形県議会議員として活動することを改めてお誓い申し上げ、質問に移らせていただきます。

初めに、医療提供体制の充実について、河北病院経営健全化計画についてお聞きいたします。

本県では、持続可能な地域医療提供体制の確保のために、山形県病院事業中期経営計画及び山形県立河北病院経営健全化計画を策定し病院経営を実行していると認識しております。両計画とも令和九年度までの改正案も示されております。

山形県病院事業中期経営計画は、使命として「県民に安心、信頼、高度の医療を提供し、県民医療を守り支える」、計画期間終了後の姿として「運営基盤を強化し、時代が求める医療ニーズに応える」と、山形県立河北病院経営健全化計画は、使命として「地域から信頼される病院として質の高い安全な医療を提供する」、計画期間終了後の姿として「地域医療を支えられる健全な病院経営を目指す」とあります。まさしく、県民の命を守るためにも堅実に進めていかなくてはならない計画であります。

総務省が定めている持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインにおいて、公立病院経営強化プラン、先ほど申し上げた二つの計画には、数値目標として医業収支比率または修正医業収支比率を必

ず定めることと明記してあります。

河北病院の医業収支比率は、コロナ前の平成三十年代が六七・九%、コロナ禍である令和四年度が五四・六%であり、大きく減少しております。一方、経常収支比率は、コロナ前の平成三十年代が八二・五%、コロナ禍である令和四年度が九六・三%であり、医業外収益に当たる新型コロナ補助金によって、経常収支が平時よりも改善されている面もあるかと考えられます。

経常収支比率の数値目標に着目すると、令和四年三月時点の計画では令和五年度は九九・七%、令和六年二月時点の計画では令和五年度は八八・四%になっております。その差一一・三%であります。ここまで数値目標に差があると計画の策定方法に不安が残ってしまうのかなと思います。

河北病院については、本県としては新病院の設置を検討されていますが、新病院が設置されるにしろされないにしろ、患者さんはいらっしゃるわけですから、しっかりと数値目標に沿った経営健全化を進めていただき、持続可能な医療提供体制の実現に努める必要があると考えます。

令和九年度以降も見据えた今後の病院経営の健全化に向けてどのように取り組んでいくのか、病院事業管理者にお伺いします。

次に、医療連携についてお聞きいたします。

医療連携の目的は、患者さんに対して、急性期から回復期を経て自宅に戻るまでスムーズに切れ目のない医療を提供することにあります。

高度な救命救急を行う高度急性期医療、一般的な急性期に対応する急性期医療、リハビリなどを行う回復期医療、長期にわたって療養が必要となる慢性期医療、身近なかかりつけ医としての役割や在宅医療を担うクリニックなど、役割の異なる医療機関があります。これらの医療機関がネットワークを形成して役割分担を明確化することで、患者さんにスムーズな医療を提供できるようになります。さらに、連携が必要なのは医療機関だけではなく、介護施設や福祉施設などの他職種も含めた地域全体の包括的なケアにおいても同様です。

そのためには、患者さんに医療機関について知っていただくこと、患者さんの診療情報をネットワークで共有することが重要です。医療連携を表す指標の一つとして、紹介率及び逆紹介率が考えられます。例として、河北病院では、令和三年度の紹介率は、目標の三九・〇%に対して実績は三一・一%であります。逆紹介率は、目標の四一・〇%に対して実績は三二・九%です。県民の方にお話を聞いてみますと、長く通っている医療機関がかかりつけ医と認識してしまう方がいらっしゃいました。

地域に存在する二次医療機関や一次医療機関ではなく、県立中央病院のような三次医療機関をかかりつけ医として認識し、逆紹介に疑問を持ったり、あるいは逆紹介されないことにも違和感を覚えなくなってしまい、患者さん自身も適切なほかの医療機関を知らないため、そのまま三次医療機関等に通ってしまうとのことです。急性期病院から回復期病院を経て自宅に戻るまでの統一的なルールはあるのでしょうか。

また、患者さんの診察情報の共有については、現在、患者さんの同意の下、医療機関同士で患者さんのカルテやレントゲン画像などを共有する地域医療情報ネットワークの運用が行われております。しかし、まだまだ患者さんの情報が共有されていないのが実態です。例えば、村山地域の地域医療情報ネットワーク「べにばなネット」では、令和五年九月末時点の利用実績で、情報共有に参加している医療機関が、病院と一般診療所を合わせて五百十六機関のうち七十七機関の一四・九%しか参加しておりません。どのように医療機関の参加を進めているのでしょうか。

以上から、患者さん自身が医療機関について詳しく知ることができる機会を設け、逆紹介率を高めること、県内医療機関の医療情報ネットワークへの参加をより進めることが必要と考えます。

患者さんにスムーズに切れ目のない医療を提供するために、より医療連携を進めることが重要と考えますが、どのように進めていくのか、健康福祉部長にお伺いします。

次に、医師確保対策についてお聞きします。

本県は医師少数県であります。年々県全体として医師数が増加傾向となっており、県の施策の効果が出ていと敬意を表します。

さて、医師確保について、厚生労働省の医師確保計画策定ガイドラインによりますと、医師少数都道府県は医師多数都道府県からの医師の確保ができることと明記されております。

他都道府県からの医師確保の事例としては、医師が不足する地域の病院を支援するため大学を拠点として県外からの医師の招聘、県外医師に対し県職員医師が直接訪問・面談することにより病院とのマッチングを実施、産婦人科等の医師不足の診療科の医師が県外から転入し県内の自治体病院等で勤務する場合に奨励金を交付、人材紹介業者を活用して県外から医師招聘を図る場合の紹介手数料に対して補助、県外大学への地域枠の設置、全国の医学生を対象とした臨床研修病院合同説明会の開催等がありました。本県においても、次期医師確保計画案の中で、医師少数区域等で勤務する医師を県内外から確保する取組に対して支援していくと示しております。

今後は、県内での医師確保とともに、医師多数都道府県からの医師の確保も必要と思いますが、今後どのように医師の確保を進めていくのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

次に、西村山地域の医療提供体制についてお聞きします。

どこで医療サービスを受けるかは、基本的には患者さんの意思が優先されます。この裏返しとして、患者さんからの診療の求めに対しては、正当な事由がない限り拒めません。

河北病院は、西村山地域の基幹病院として救急医療・急性期医療を担っているほか、緩和ケアや地域包括ケアに対応した地域密着型の病院として、在宅医療も含め地域を多面的に支える役割を担っております。

また、西村山地域以外からの利用については、県立河北病院が公表しているデータによりますと、令和四年度の河北病院への入院患者のうち、北村山の住民の方が二三・二%、外来患者の方は二八・二%を占めております。実際に北村山の住民の方々も一定程度医療サービスを受けているわけですから、西村山だけではなく、北村山の住民の方々のことや医療提供体制についても考慮し検討していく必要があります。

一昨年・令和四年度に開催された当初の西村山地域医療提供体制検討会においては、複数案のうち河北病院を無床診療所として活用する案も示されたこともありますが、現在の河北病院についても、並行して有効活用方法を検討していく必要もあります。

一方、新病院整備に向けての課題としては、利用者の交通利便性、山形市内への高速道路のアクセス、病院を建設する土地の面積、浸水や活断層などの災害リスク、民間医療機関等との連携も考えられます。

昨年十二月の厚生環境常任委員会では、令和六年度から新病院の基本構想の策定を行い、新病院の開院まで七年から八年かかる予定との答弁がありました。真に県民の皆様のための医療提供を実現するためには、県だけではなく、寒河江・西村山の一市四町の自治体、消防機関、医療機関、福祉施設、住民の皆様とあるいは北村山の住民の皆様のことも含めて、地域医療提供体制の再編を行った山形県内外の事例等を踏まえ、協議しながら進める必要があると思います。

このように、病院の統合には新病院の開院までにクリアすべき様々な課題が考えられますが、県の課題の認識と今後の進め方について健康福祉部長にお聞きします。

次に、県立高校の魅力化の推進についてお聞きします。

令和六年二月に山形県公立高等学校入学者選抜方法改善方針が示されました。各高等学校で策定したアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の実施や受検機会の改善、充足率の向上に向け、令和八年度選抜から新たに前期特色選抜と後期一般選抜が導入されることとなります。前期特色選抜は、普通科を含む全日制の全学科が対象で、各高等学校が学科ごとに定員の五%以上五〇%以内の範囲で入学者を募集できるようになります。また、選抜方法は、各高校が個人面接、集団面接、作文、発表、その他——小論文、実技、学力検査等から定めることになり、より学校の特色が求められることから、アドミッション・ポリシーも今まで以上に検討し、県内外の中学生あるいは保護者の皆様に示していく必要があります。

あわせて、県外からの志願者受入れについては、直近二年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して九割に満たない学科へと要件が緩和され、令和六年度入学者選抜の結果によっては、本県の約四分の三の高校が県外からの受入れを認められる可能性があります。

昨年の六月定例会の予算特別委員会でも述べさせていただきましたが、今後は、県立高校の特色を生かし、伸ばしていき、また、県外にもPRしつつ、県外からの受入れを増やしていくことで、生徒の人としての成長や地域の発展にもつながると考えます。地域の発展が県の発展にもつながり、そのためには、地域と連携して、県全体として取り組んでいくことが必要であります。

そこで三点質問させていただきます。

まず、課外活動の充実についてお聞きします。

高校生の皆さんは、部活動や課外活動を通して自己の成長につなげ、地域にも貢献されております。例えば谷地高校では、河北町の企業と連携して料理や日本酒、石けんなどの商品開発を行うほか、河北町内のツアーガイドをされました。このような地域密着型の取組も谷地高校の特色の一つだと思います。今後は、谷地高校の生徒に限らず、各高校でそれぞれの特色を生かしつつ、様々なことにチャレンジしたいと思う生徒が増えてくるのではないかと考えます。高校生の活動を後押しするような施策や仕組みが必要です。

では、高校生がチャレンジできるような環境になっているのでしょうか。現在、山形県の県立高校のうち約五割の高校では部活動全員加入制となっており、アルバイトは約四割の高校で原則禁止となっております。

まず、部活動についてですが、現在、スポーツ関係と文化関係の二つに大きく分けることができるかと思います。私は、この大きく二つのほかに、地方創生、地域活性化のような部活動があってもいいのではないかと考えます。このためには、部活動の分野を増やすか、あるいは部活動への加入義務をなくし、課外活動へ参加しやすくする必要が

あります。

また、課外活動としてであれば、部活動と同様に生徒の評価にもつながるような仕組みも必要です。例えば、農業系の学科であれば、農産物の生産から販売、PR、経営までを手がけたり、会社や団体と連携する。工業系の学科であれば、自分で作った製品を販売、PR、経営まで行うというのも生徒の成長、地域の発展につながると考えます。

アルバイトについても、原則禁止ではなく緩和するべきだと考えます。本県では昨年、サクランボの収穫に関するアルバイト募集案内を県内高校に配付したと聞いております。サクランボの収穫のアルバイトはよくてほかのアルバイトはしてはいけないというのは、何が違うのでしょうか。アルバイトは、実際に働いてお金を得ることの大切さを学ぶことはもちろんのこと、学校や家庭以外の社会人と交流できる機会でもあり、あるいは自分が将来就きたい仕事への土台になるかもしれません。例えば、農業系の学科であれば、自身が育ててみたいと思う農作物の生産者のところでアルバイトをするのもいいと思います。そんな実践を伴った活動が生徒の成長につながり、学校の特色につながり、地域の発展につながり、そしてその成功体験が山形県で活躍したいという気持ちにつながり、山形県全体の発展につながると考えます。

高校生が学校内外に限らず地域等で活躍しやすい環境が必要と思いますが、県の認識と今後の取組について教育長にお伺いします。

次に、県外からの生徒受入れの推進についてお聞きします。

まず、なぜ県の予算を使って県外の生徒を募集するのかという疑問を持つ方もいらっしゃるかと思います。県外生徒を受け入れることには三つのメリットが考えられます。一点目はシンプルに人口が増えるということ、二点目は高校卒業後の県内外への就職や進学に限らず関係人口が増えるということ、三点目は、県内出身生徒と県外出身生徒の交流により多様性を尊重する態度が生まれ、より生徒の成長が図られることです。

では、どのように県外からの生徒受入れを進めるべきか。学生寮等の整備、高校生活を送りやすくするためのサポーターの配置、県立高校を日本全国の中学生とその保護者の方々にPRすることが必要になると考えます。

学生寮等の整備については、生徒がアパートを借りて生活するのは大変ですので、市町村と県が協力して、入学した高校の近くに学生寮等を整備する必要があります。生徒のサポーターは、県内で県外出身生徒の世話や相談に乗ってくださる方、例えば病院に行くときなど、日常生活のサポートをしてくださる方も必要です。

県立高校のPRですが、各高校がそれぞれで、現在、県内中学生に向けてPRをしております。その中でも、高校のホームページを見てみますと、高校ごとに情報の質や量に差が見受けられます。より効果的に県立高校のPRを行う方法、仕組みが必要だと考えます。さらには、県外出身生徒の卒業後を見据え、就職や進学のフォローアップといった支援はもちろん、将来、関係人口や移住・定住につながるよう、地域との関係が維持できるような仕組みづくりも大切であると考えます。

そこで、県外からの生徒受入れを進めるために、まずは各自治体との連携、県外へのPRが特に重要であると思いますが、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

次に、学校運営の継続性・安定性の確保についてお聞きします。

特色ある魅力的な高校にしていくためには、県立高校も長期的な視野・方向性を持って運営していく必要があると考えます。

あるとき県民の方からこう言われました。「〇〇高校の校長先生は二年ごとに替わってしまう」と。スクール・ポリシーは各高校で定めるものですが、校長先生が替わるごとに高校の方向性も変わってしまう、そんな懸念が生まれます。あるいは、特色ある魅力的な高校にしていくためには、学業の面に限らず、スポーツ、文化、地域性、あらゆる面を考慮して運営していかなければなりません。やはりそれを教職員の方々や教育委員会の方々だけで担っていくのは難しい点があると考えます。

そこで、県立高校の運営に対して、コミュニティ・スクールをより内容を充実して導入支援していく必要があると考えます。

現在、本県の県立高校のうち、コミュニティ・スクールを導入した学校は九校のみとなっております。コミュニティ・スクールの役割は大きく三つあります。一つ目は校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、二つ目は学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができる、三つ目は教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる、の三つであります。

一つ目と二つ目の役割により、校長先生が替わっても長期的視野での運営がしやすくなります。一方、課題としては、コミュニティ・スクール運営のためのコーディネーターが必須であること、地域からの意見が反映されやすくなる分、地域からの委員を充て職ではなく地域と生徒のために本気で考えていただける人に就いていただくことなどが挙げられます。

特色ある県立高校を目指すためにも、長期的な視野で、かつ柔軟な運営が行える仕組みが必要と思いますが、県の

認識と今後の取組について教育長にお伺いします。

最後に、若者の活躍についてお伺いします。

今日、高校生や大学生などを含む若者たちが企業や団体・自治体と一緒に事業を行い、地域をよくする活動が増えてきております。本県においても、やまがた魅力発信アンバサダー事業において、高校生、大学生などの三十五名が若者目線の山形の魅力発信に取り組んでおり、ほかにも、若者支援コンシェルジュ事業での出張交流会、知事と若者の地域創生ミーティングが県内各地で行われております。県事業以外にも、アンケートや会議への参加など、様々な形で自治や行政に関わっている若者が多くいると思われまます。

このような若者の皆さんは、地域をよくしたい、山形県をよくしたい、みんなのために活躍したいという地元貢献意識が高い方々であります。今後の山形県を担っていくであろう若者の皆さんに、早いうちに同じような志を持つ仲間を見つけていただき、共に挑戦し、経験・体験を積むことが、山形県への若者定着、ひいては山形県の発展につながると思われまます。

しかし、本県の事業においては、単発的で若者同士の継続性や連携がないように思われまます。事業が終わったらその後は関係ない、これでは非常にもったいないと思われまます。せっかく地元貢献意識が高い方々がいらっしゃるので、これを継続的につなげていくことが重要です。例えば、前年度までに参加していただいた県内外からの方々に、県で事業を行うときは御案内をしたり、あるいは県主導でグループを作成したり、個人情報保護の点から本人の承諾が必要なこともあると思われまます、継続的につなげていくことが重要です。

また、このように横のつながりを増やしていくことと並行して、若者がチャレンジしやすいような環境をつくることも重要と思われまます。本県では、起業・創業についての支援はありますが、その前段、起業する前に小さくてもいいので試みることで、チャレンジすることへの支援、特に金銭的支援がないように感じまます。

以上から、若者が活躍しやすい環境を進めるために、若者同士の横のつながりやチャレンジすることへの支援が必要と思われまます、県の今後の取組について、しあわせ子育て応援部長にお伺いして、私の壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（小松伸也議員） この場合、答弁を求めまます。

答弁の順は私から指名しまます。

大澤病院事業管理者。

○病院事業管理者（大澤賢史君） 河北病院経営健全化計画についてのお尋ねがありました。

河北病院は、急性期医療、地域包括ケア、緩和ケアなど幅広い医療を提供しており、地域の医療需要の変化に柔軟に対応し、病床数や診療機能などの見直しを行いながら、経営の健全化に取り組んできております。そのような中、昨年度からは、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることのできる総合診療医を一名配置し、今年度はさらに一名を加え二人体制として、疾病への適切な初期対応と切れ目のない医療提供体制を強化しております。

一般の山形県立河北病院経営健全化計画の改正に当たっては、総務省の公立病院経営強化ガイドラインに基づき、この計画を公立病院経営強化プランの一部として位置づけるために必要な見直しを行うとともに、現在の取組状況や経営環境の変化も踏まえ、計画の時点修正を行っております。

計画では、経常収支比率を各年度の数値目標として掲げており、令和五年度は、患者数がコロナ前と同程度に戻ると見込み、九九・七%としておりましたが、回復するまでには至らなかったことや、人件費が人事委員会のプラス勧告等により増加したこと、さらには物価高騰や労務単価上昇等に伴い経費が増加したことなどを加味し、八八・四%に下方修正したところであります。

今後、河北病院が西村山地域の中核病院としての役割を果たすためには、救急医療から在宅医療までの多様な医療機能を生かしながら、地域に根差した総合的な医療を提供することが重要であります。これを実現するため、特に地域の医療機関や介護施設等との連携を強化するとともに、総合診療機能の拡充に取り組んでまいります。

具体的には、令和六年度、院内における地域との連携機能を集約した地域医療連携ステーションを整備し、通院困難者に対する訪問診療等の在宅医療を本格実施するほか、在宅復帰のための退院支援を強化しまます。加えまして、救急患者について、まず総合診療医が診察を行い、専門的な治療が必要な場合には専門医につなぐ仕組みを構築することにより、患者さんの円滑な受入れを行います。

また、この総合診療医については、来年度もさらに増員する見込みであり、今年度新たに整備しまました総合診療専門研修プログラムの運用と併せまして、さらなる確保・育成を進め、県内でもトップクラスの総合診療機能を有する病院としてまいります。

このように、高齢化が進む西村山地域の医療需要を踏まえ、地域に必要な医療を提供し、計画に掲げた取組をしっかりと実行することにより、引き続き経営の健全化を進めてまいります。

○副議長（小松伸也議員） 西澤しあわせ子育て応援部長。

○しあわせ子育て応援部長（西澤恵子君） 私からは若者の活躍についてお答えいたします。

県では、令和二年に策定した子ども・若者ビジョンに基づき、若者が地域とつながり、持てる力を十分に発揮し、県づくりの主体として活躍できる環境づくりを進めてまいりました。

今年度新たに実施した「やまがた魅力発信アンバサダー事業」では、高校生から社会人までの三十五名がアンバサダーとなり、三人ずつのグループで県内の各地域で取材を行い、それぞれが見つけた本県の魅力を動画や記事にまとめてウェブマガジンで発信する活動を行っております。アンバサダーを経験した若者からは、「また参加したい」「事業終了後も自ら山形の魅力の発信を続けたい」「同じ思いを持つ仲間と会えて、よい経験となった」などの声をいただいているところです。

また、活動の仲間づくりやイベント企画のノウハウなど、若者たちの様々な相談にワンストップで対応する若者支援コンシェルジュを設置し、相談内容に応じて地域活動の実践者である三十七名の若者サポーターが具体的なアドバイスを行うとともに、SNSや情報誌等による情報発信、県内各地域での交流会などを行っております。

こうした事業で関わった若者たちが継続して結びつきを深め、次の新たな活動へとつなげていくことは、地域の持続的な発展といった観点からも大変重要であると捉えております。

県内の若者交流促進のため開設しているウェブサイト「やまがた おこしあいネット」には、現在五十九の若者グループが登録し、グループの活動やイベント・告知などの情報発信を行っておりますが、今後は、より効果的に若者同士が交流し、活動状況の共有や発信を行うことができるよう、若者の意見もお聞きしながら、画像や動画の投稿を多用したSNSの活用や、時代に合わせたサイトデザインの導入なども検討してまいりたいと考えております。

また、若者の活躍を支援する取組として、令和六年度当初予算案において新たに、若者がつなぐ・つながる地域おこし推進事業を提案しているところです。若者による地域の課題解決や元気創出のための活動に対し助成するものであり、コロナ禍を経た活動の再開や新たな活動の創出の機を捉え、若者同士や若者と地域がつながりを深めるきっかけづくりを促進するとともに、若者によるチャレンジを応援してまいりたいと考えております。

県としましては、次代を担う若者が将来にわたって地域を牽引する存在として活躍できるよう、連携して地域活動に取り組むことのできる環境づくりを進めてまいります。

○副議長（小松伸也議員） 堀井健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀井洋幸君） 私には三点御質問いただきましたので、順次お答えいたします。

まず初めに、医療連携についてでございます。

地域において、患者が急性期から回復期、在宅医療まで切れ目なく必要な医療の提供を受けるためには、それぞれの医療機関が担うべき役割に応じた適切な機能分担と連携の下、患者の症状に応じて紹介や逆紹介、入退院の調整、在宅医療への移行をスムーズに行う体制を構築するとともに、患者自身が疾病や症状に応じて適切に医療機関を受診できるようにすることが重要であります。

まず、医療機関の機能分担と連携を促進する手だての一つとして、急性期病院での治療から回復期を担う病院でのリハビリを経て在宅に復帰するまでの診療計画いわゆる地域連携クリティカルパスが、がんや脳卒中など主要な疾病ごとに作成され、基幹病院を中心として連携する複数の病院、診療所の間で利用されております。また、入院患者が退院後に切れ目なく在宅での医療や介護サービス等に移行する手順を定めたいわゆる入退院調整ルールが二次医療圏ごとに作成され、運用されております。

こうした医療機関相互の連携を支える基盤として、二次医療圏ごとに中核となる医療機関の患者の診療情報等を地域の医療機関等と共有する地域医療情報ネットワークが構築されており、県では、その運営に対する支援を行っております。このうち、御指摘のありました村山地域の「べにばなネット」は、医療機関の参加率が他地域に比べて低く、利用範囲が医師と歯科医師に限定されていることから、参加医療機関の増加と利用範囲の多職種への拡大が課題となっております。そのため、ネットワークの運営について協議する場である村山地域医療情報ネットワーク協議会において、コロナ禍で議論が中断されていた利用範囲拡大のための協議を年度内に再開する予定となっており、県としては、その議論も踏まえながら、一層の利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

一方、患者側の適正な受診の流れといたしまして、外傷や何らかの症状が生じた場合は、まずはかかりつけの医療機関を受診し、疾病や症状に応じて、より高度な医療機関への紹介を受け、必要な治療等が行われた後、さらに経過観察が必要な場合には逆紹介により再びかかりつけの医療機関を受診することになります。効率的で適切な医療の提供を目指すためには、こうした適正受診の流れを広く県民の皆様に理解していただくことが重要であり、県では、かかりつけの医療機関を持つ大切さと併せ、一層の周知啓発に努めてまいります。

県としましては、切れ目のない適切な医療が全ての県民に提供されるよう、医療機関の機能分担と連携、患者の適正受診の促進の両面から、なお一層の医療連携を進めてまいります。

続きまして、医師確保対策についてでございます。

県では、令和二年七月に策定した山形県医師確保計画に基づき、医師会や大学、医療機関等の関係機関と連携し、地域枠選抜試験の導入をはじめ、医師修学資金の貸与や山形大学医学部生を対象とした県内医療機関での臨床実習への支援など、様々な施策による取組を進めております。

今年度は、令和六年度から八年度までを計画期間とする次期医師確保計画を策定することとしており、これを地域の実情に応じた実効性のある計画とするため、知事を会長とする山形県地域医療対策協議会において、三回にわたり医療関係者や有識者からの御意見をいただき、今般、医師確保計画案を取りまとめたところです。

現在、本県は、厚生労働省が示す医師偏在指標に基づく医師少数県とされていることから、次期計画案では、その脱却を目指し、県全体で令和八年度までに医師を百二十八人増やすことを目標に掲げており、これまでの取組に加え、新たに医師の県内定着を一層進めるため、山形大学と連携した総合診療医の養成に向けた検討や、若手医師が最先端の技術や知識を習得するための海外研修に対する支援等を行ってまいりたいと考えております。

ただいま議員から、医師多数都道府県からの医師確保の事例を御紹介いただきましたが、本県におきましても、全国規模で開催される研修病院ガイダンスへの参加や全国の医学生向け情報サイトへのPRページの掲載などを通して県内の臨床研修病院の魅力を幅広くアピールし、多くの医学生とのマッチングの拡大を図っているところでございます。

また、令和四年度には、県外の医師を確保するための訪問活動のほか、各種媒体を活用した広報活動、人材紹介業者への手数料等に係る経費の一部を助成する制度を設けるなど、医師少数区域や医師少数スポットの医療機関及び自治体が行う常勤医師の確保に向けた新たな取組に対して支援を行っております。

加えまして、事業承継ができず閉院を余儀なくされる診療所が増えていることを踏まえ、県医師会が行う、県外も含めた承継希望医師と後継者不足の開業医師とのマッチング等による後継者確保対策への支援にも新たに取組んでまいりたいと考えております。

県といたしましては、医師確保計画の目標達成に向け、医師会や山形大学医学部、県内の医療機関等との連携により、こうした医師多数都道府県からの確保も含めた医師確保対策を着実に進め、どの地域においても県民が必要な医療を安心して受けられる体制を構築してまいります。

最後に、西村山地域の医療提供体制について申し上げます。

西村山地域の医療提供体制の今後の在り方につきましては、西村山地域の一市四町の首長と学識経験者で構成する西村山地域医療提供体制検討会を令和四年八月に設置し、現状や課題を共有しながら、将来を見据えた議論を重ねてまいりました。

昨年十月の第四回検討会では、今年度新たに設置した西村山地域の自治体や公立病院、村山保健所、学識経験者等で構成するワーキンググループより、客観的なデータの分析や医療関係者からのヒアリングなどに基づく約半年間の調査検討の結果を踏まえ、中間報告が行われたところです。

この中間報告では、現在西村山地域から多くの入院患者や救急搬送患者が地域外に流出していることから、山形市内の急性期病院等との間で適切な役割分担や機能連携を図る必要があるとの認識が示されました。そのためには、村山地域全体での医療完結を前提に、分散した医療資源を集約し、急性期・回復期ともに地域の中核的な役割を果たすことのできる一定の規模を持つ新たな病院を整備する必要があり、県立河北病院と寒河江市立病院を統合し新病院を整備することが妥当とする考え方も併せて示されました。

また、この中間報告では、新病院整備に向けてさらに検討が必要な課題として、運営母体の在り方や整備手法、整備スケジュール、想定病床数に基づく施設規模や概算事業費の試算、立地条件の考え方、人材の育成確保に関することなどを挙げ、調査検討を継続することとしております。

これを受け、第四回検討会では、管内の各首長の皆様から中間報告に対して一定の御理解をいただくとともに、今後、新病院を整備する基本方針に沿って、より具体的な検討に向け議論を前に進めていくことについても御了解をいただいたところでございます。

こうした経過を踏まえ、今年度後半のワーキンググループでは、構成機関に寒河江市西村山郡医師会を加え、新病院整備に向けた検討課題を整理するため、活発な議論が行われております。その結果につきましては、年度内に開催される第五回検討会において、ワーキンググループから最終報告として報告される予定となっております。

県としましては、ワーキンググループで整理された検討課題について、来年度からの新病院整備の基本構想等の策定の中で、現段階において新病院の設置者として想定される県・寒河江市はもとより、有識者や西村山地域の関係者の皆様の御意見も伺いながら検討を行い、持続可能で充実した西村山地域の医療提供体制を早期に構築できるよう、新病院整備に向けた準備を進めてまいります。

○副議長（小松伸也議員） 高橋教育長。

○教育長（高橋広樹君） 私には県立高校の魅力化の観点から三点御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

す。

最初に、高校の課外活動の充実について申し上げます。

生徒が変化の激しい先行き不透明な時代を力強く生き抜く上で、社会との様々な関わりを通して社会の仕組みを学び、多様な価値観に触れることは、極めて重要なことと考えております。

県立高校では、生徒が多様な課外活動に取り組むことができますように部活動を任意加入制とする学校が年々増加しており、さらには、課外活動の内容もスポーツや文化活動に限定することなく、例えば「南陽高校市役所部」のように、地元自治体と連携しながら地域課題の解決に取り組んだり、小国高校におきましては、地域の大人を講師に迎え、木工細工や野菜作りなど地域の特性を生かした教育活動に取り組むなど、将来、生徒が主体的に課外活動をつくり出し地域の活性化につなげていくことが期待される活動なども見られるところであります。

このような取組は、活力あるコミュニティーの形成にも寄与することから、各学校におきましては、生徒に対し積極的な参加を促すとともに、こうした活動につきましては、単位として認定したり、進路関係の書類に記載の上、生徒の成長や努力の実績・成果として進学・就職先に提出することにより、生徒たちのモチベーションの向上につなげているところであります。

アルバイトにつきましては、学業を中心として学校生活の充実を第一に考え、原則禁止としている学校もありますが、貴重な勤労体験となることはもとより、地域の様々な世代の方との交流が生まれ、学校生活では得難い体験を通して、社会観や勤労観、責任感を育む側面があることから、一定の条件の下、多くの学校で認められております。アルバイトは、今日的な課題でもあります人手不足への対応という面でも期待されることから、学校といたしましては、就業の時期や時間、仕事の内容等について適切に指導するなど、生徒が安心してアルバイトを行うことができる仕組み・環境を整えることが重要と考えるところであります。

県教育委員会といたしましては、これら取組を進めることにより、生徒が課外活動における多様な体験や交流等を通じて、自立心や主体性、望ましい社会観や勤労観、さらには様々な課題に果敢に挑む積極性が育まれる機会づくりや環境整備に努めてまいります。

続いて、県外からの生徒受入れの推進について申し上げます。

県外から入学者を受け入れることは、多様な価値観を持つ生徒同士の交流を通して教育効果が高まるだけでなく、学校ひいては地域の活性化が期待されることから、本県では、平成三十年度入学生から制度を導入しております。

受入れ基準につきましては、県内志願者を圧迫しないことを原則としながら徐々に緩和してきており、今年度実施する令和六年度入学者の選抜からは、直近三年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して八割に満たない学科がある学校まで対象校を拡大しております。これにより、県外受入れ対象校は九校十一学科となり、今年度実施する入学者選抜の県外志願者は過去最多の二十二名となっております。さらに、来年度実施する令和七年度入学者選抜では、対象校を二年連続で九割に満たない学科がある学校まで拡大することとしております。

県外からの入学生の受入れをさらに加速させるため、県教育委員会では、令和六年度、新たに「県立高校県外生受入れ推進事業」を立ち上げることとしたところです。具体的には、県外からの受入れについて、県内外に広くPRするため、県外生受入れ校の特色や地元自治体・地域の魅力をまとめたパンフレットを作成し、やまがたハッピーライフ情報センターなど県外の本県関連施設に設置するとともに、今年度新たに構築することとしております県立高校ポータルサイトに各高校の特色や魅力を紹介する動画等を盛り込んだデジタルパンフレットを掲載し、全国に発信してまいります。さらには、各学校や地元自治体・地域の魅力を体感していただけますように、生徒と保護者を対象に学校見学バスツアーを実施し、学校見学はもとより、在校生や地域の方々との交流や、本県ならではの豊かな自然や文化、食など地域の魅力を実感できる機会を設けることとしております。加えて、後日、学校説明会への参加や個別の学校見学・相談等が行いやすくなりますように、来県のための交通費を補助し、フォローアップを図ってまいります。

県外生を受け入れるに当たりましては、生徒の衣食住といった生活環境の整備に係る地元自治体の支援や協力が不可欠であります。例えば、小国町や遊佐町では、寮を整備したり、生活支援のための人員を配置したり、県外留学のプラットフォームに参画するなど、主体的・積極的な取組が行われております。県教育委員会といたしましては、引き続き地元自治体としっかり連携しながら、県外からの入学者のさらなる受入れ拡大に取り組んでまいります。

最後に、学校運営の継続性・安定性の確保について答弁を申し上げます。

県教育委員会では、令和三年三月に学校教育法施行規則が改正されましたことを踏まえまして、学校の理念や価値、目指すべき教育や育成する生徒像を明確にすることにより、質の高い教育や一層の特色化・魅力化が図られますように、令和四年三月、各県立高校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像等を明らかにしたスクール・ミッションを改めて定義しております。

各県立高校におきましては、このスクール・ミッションを基に、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」、そして入学時に期待する生徒像を示した「入学者の受入れに関する方針」の三つ

の方針から成りますスクール・ポリシーを策定そして公表し、これらの方針を学校運営の柱として位置づけながら教育活動を行っているところであります。

このように、スクール・ポリシーを柱として学校運営が継続的・安定的に行われるためには、その最前線を担う教員一人一人がそれぞれに教育活動におきましてスクール・ポリシーを具現化することが重要であります。そのため、各学校におきましては、学校教育法に基づき、毎年学校評価というものを実施しております。学校評価では、スクール・ポリシーに基づき各学校が設定した目標や具体的計画に照らして、学習指導や生徒指導等がしっかり行われていたか等について、生徒や保護者の意見も参考にしながら教員がまず自己評価を行い、さらに、その自己評価を基にPTA役員や外部有識者、地域住民等学校関係者が評価を行い公表するという手続を通じまして学校運営の改善を図るとともに、組織的かつ継続的な運営につなげているところであります。

学校運営協議会いわゆるコミュニティ・スクールにつきましては、教育課題が複雑化・困難化する中で、学校と地域が一緒になって課題解決を図るため、平成二十九年四月から制度化されたところであります。本県では、小国高校が平成二十九年度に東北の高校として初めて学校運営協議会を設置したことを契機として、現在、県立高校九校で導入されておりますが、学校や地域の課題解決に資する委員の人材確保の難しさや、学校運営協議会の効果的な運営に課題があると捉えているところであります。

県教育委員会といたしましては、引き続き学校運営に外部の評価を取り入れるなど客観性の確保を図りながら、継続的・安定的な学校運営を行い、魅力ある学校づくりを進めてまいります。

○副議長（小松伸也議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 五 分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○副議長（小松伸也議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

二番齋藤俊一郎議員。

○二番（齋藤俊一郎議員） 議席番号二番齋藤俊一郎です。

初めに、能登半島地震において被災された全ての皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、私ごとで恐縮ですが、県議会議員として初めて一般質問の機会をいただきました。先輩・同僚議員の皆様方の御配慮に感謝を申し上げます。また、傍聴にお越しいただいた皆様、中継を御覧いただいている皆様にも感謝を申し上げます。

本日は、伝統の産業や文化を振興するため、有志による着物議会として、私も米沢織にて和装をし、本会議に臨ませていただきました。和の精神は、時代が変わっても変わらない普遍的なものであり、日本人として心に持ち続けることの大切さを改めて感じております。

コロナ禍を乗り越え、急速に時代が変化している中で、私は、今後の人口減少社会を新たに構築していくキーワードは四つのDだと思います。それは、デジタル、デザイン、ダイバーシティー、そしてローマ字読みになりますが伝統であります。この四つのDを用いた施策を展開することこそが本県の未来を新たにつくっていくとの信念を持って、質問に移ってまいります。

初めに、やまがた産業支援機構の設立に伴う、想定する効果や狙いについてお聞きします。

新年度から我が国の紙幣デザインが新しくなり、新一万円札には「近代日本経済の父」と呼ばれる渋沢栄一氏の肖像画が起用される予定となっております。

渋沢翁は、日本で初めて会社制度を導入することとなった動機を語った際、次の言葉を残しました。

「商工業を発展させるためには、利益を得て発達する方法を考えなくてはならない」。

当時、商工業における立場の弱さを改善しなくてはいけないとの考えから、知恵のある者だけが利益を上げたところで国家は強くなると断言をしております。まさに現代の政治行政においても、中小企業・小規模事業者への支援策を一層講じる必要があります。

副知事は、昨年六月定例会において県政クラブの石黒議員による会派代表質問に答弁し、デジタル社会が進展してきている中で、コロナ禍を経て社会経済の大きな変革期を迎えていることを踏まえ、県内企業の大宗を占める中小企業・小規模事業者の成長発展が不可欠であるとの認識を示されました。そして、最初の一步を踏み出せない企業がたくさん存在すること、下請体質への危機感や原材料価格等の高騰の継続など課題を列挙され、その解決に向けて、県内企業の取組を強力に推進する体制の再構築のために、山形県企業振興公社と山形県産業技術振興機構を再編統合していくとの新たな方針を打ち出されました。

この新たな組織は、「やまがた産業支援機構」として令和六年四月一日に発足すると聞いておりますが、当該組織の発足を目の前にして、この機会に、本県経済の発展と成長に欠かすことのできない県内の中小企業・小規模事業者が確固たる経営基盤を築くため、どのような理念の下、産業政策の展開を進める方針であるか、そして、その中での中核的な役割が期待されるやまがた産業支援機構を創設した狙いや役割、想定する効果など今後の取組について、平山副知事にお伺いします。

次に、新時代を担うデジタル産業の創出と集積に向けた人材育成の方針についてお聞きします。

今から十三年前、総務省の通信利用動向調査によれば、スマートフォンの利用率は僅か九・七%でした。コロナ禍を経て、現在のスマートフォン世帯保有割合が総務省の同調査で九割を超えた今日、デジタルという言葉が日常にあふれ、デジタル社会が急速に進展するところ、新時代のデジタル実装となる仮想空間の利用が浸透しつつあります。

メタバースと呼ばれるコンピューターの中に構築された三次元の仮想空間やそのサービスにおける経済市場規模は、総務省の令和五年版情報通信白書によれば、二〇二二年度に千八百二十五億円、前年度の約二・五倍となる見込みで、二〇二六年度には一兆四十二億円まで拡大すると予測されています。そして、このメタバースをより現実社会に近づけ、現実世界と仮想世界を融合し、暮らしや仕事など様々な作業の効率化・迅速化を図る画像処理技術を指すクロスリアリティーにも注目が集まっております。

新たな価値観とデジタル技術が創り出すこれら将来性豊かな新産業の本県への集積やスタートアップ企業の創出を目指すことは、未来を見据えた大切な取組であり、そのためには、デジタル人材の育成が最も重要な要素です。

本県では、デジタル人材の育成を目的にした「やまがたA I部」の活動が注目されておりますが、人口減少や労働力不足をデジタルの力で補い、新たな産業を生み出すデジタル人材の育成に向けた新しい施策の展開が求められていると考えます。

そこで、新時代を担うデジタル産業の創出と集積に向けた人材の育成について、今後の方針を我妻産業労働部長にお伺いします。

次に、企業局電気事業の新たな売電先の選定状況と期待される効果についてお聞きします。

企業局においては、令和六年度当初予算に、倉沢、肘折の両発電所の老朽化や耐震化のためのリニューアル工事費を計上するなど、電力の供給のための基盤強化にしっかりと取り組まれているほか、今年度から新エネルギー活用可能性調査研究を行い、新しい事業分野における可能性を探る取組にも着手されており、引き続きこういった積極的な取組を進めていただきたいと思っております。

地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定の発効を契機として、温室効果ガス削減による脱炭素化に向かう社会の動きが加速しつつあります。とりわけ、企業が物やサービスを提供する際に、自社が直接的に排出する温室効果ガスにとどまらず、原料等の調達先が排出する温室効果ガスも含め、物やサービスが生み出され、それが廃棄されるまでのいわゆるライフサイクル全体にわたって脱炭素化の達成が求められる流れが強まりつつあります。こうした考え方は、企業間取引を行う上で避けては通れない国際的ルールになっていくものと言われている現状です。

このような中で、本県は令和二年度に「ゼロカーボンやまがた二〇五〇」を宣言しました。二〇五〇年カーボンニュートラルの達成に向けて県自らが取組を推進することに加え、産業界においても脱炭素化を進めていくことが大きな課題となっています。

企業局が生み出す電力は一〇〇%再生可能エネルギーであり、大きなポテンシャルを有していることから、こうした電力が持つ環境価値を積極的に活用し、産業界の脱炭素化に寄与する具体的な取組が期待されております。

企業局では、全ての発電所の現行の売電契約期間が今年度末で満了を迎え、次年度に向けてプロポーザル方式で新たな売電先を選定する流れとなっております。昨年九月定例会において、先輩議員である高橋淳議員の質問に対する答弁において、公募枠の設定については、F I T、非F I Tの発電所に分け、それぞれに県内に事業を置く小売電気事業者の枠とそれ以外の事業者の一般枠を設けた四つの枠で売電先を選定するとともに、ゼロカーボンやまがた二〇五〇の実現にもつなげていくとする考えを伺ったところです。

そこで、今般の公募に係る選定結果がどうであったのか、また、新たな契約によりどのような効果が期待されると考えているのか、沼澤企業管理者の見解をお伺いします。

次に、サイバー空間における脅威への対処についてお聞きします。

「記憶喪失になった病院」。一昨年の十月、大阪急性期・総合医療センターがサイバー攻撃を受け混乱に陥ったことを報道するタイトルに、私は、見えない脅威への対処が一層重要になると感じました。

昨年四月から九月までの政府機関及び独立行政法人における不審な通信と検知した通報件数は二百五十七件に上っており、警察庁は、法改正を行い、サイバー警察局とサイバー特別捜査隊を設置し、来年度はサイバー特別捜査隊をサイバー特別捜査部へ格上げし、人員や捜査用資機材を拡充するなど強化を急いでいます。

本県における昨年のサイバー犯罪に関する相談は、個人情報盗まれるなどの事案をはじめ二千五百六十件で、前

の年と比べ二百八十四件増え、過去五年間で最も多くなっている状況です。

サイバー犯罪は、匿名性が高く、情報が国境を容易に越えてしまうことなど複雑な要因を含んでおり、その捜査には、専門知識やスキル、マンパワー、人工知能の活用に加え、部局を横断した捜査体制の構築など、本県としても一層の力を入れていく必要があると考えます。

警察本部長は、令和六年山形県警察運営の指針を定められ、犯罪を予防するための取組の強化の一つとして、「サイバー空間における脅威への対処」をこれまでの指針としては初めて明文化し、サイバー犯罪撲滅に向けた方針を示されました。

この姿勢を受けて、県警察本部は、二月六日に不正アクセスなど企業に対するサイバー犯罪の被害を防ぐために県内に支店を置く損害保険会社五社と連携協定を結んだのに続き、同じく今月十五日には医療インフラを守るために県医師会と連携協定を結び、サイバー事案の対応を強化する取組を図っており、こういった産業界と連携した一層の取組が求められていると考えます。

そこで、県民の安心安全の確保と複雑化する社会に適応する警察力の最適化を実現するため、県内でも脅威となっているサイバー犯罪への対処に向けた現在の取組状況と今後の方針を鈴木警察本部長へお伺いします。

次に、サクランボを核とした県産フルーツの情報発信力の強化についてお聞きします。

本県の大きな魅力と称される高品質な県産フルーツ。果樹農業は、生産者の高齢化と樹園地の減少をはじめ多くの課題を抱えつつも、持続可能な産地を形成していく上で、消費宣伝の拡大と未来を見据えた果樹産業の創出が重要な要素になってくると私は考えます。

このたび県が寒河江市にある県有施設内に整備を予定するフルーツ・ステーションは、「山形フルーツ・フロンティア」のテーマの下、産業創出機能や体験・学習機能等を拠点化することを目的にしていると理解しており、今後、我が国のフルーツ産業の牽引役たるフルーツ大国ブランドの確立に資する取組として必要な事業と認識しております。

フルーツ・ステーション整備基本計画では、「果樹農業のフロンティア」と「フルーツ活用のフロンティア」という二つのビジョンを掲げておりますが、果樹農業を展望していく上で、未来を見据えた産業化とここに向けた情報発信は重要な取組であると感じております。

先日、茨城県にある国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、通称農研機構にお伺いし、副理事長より近未来の果樹農業に向けたスマート農業の実装について説明を受けてきました。ベンチャー企業のD○○g(ドゥーグ)社と機構が共同開発を進める農業用ロボット「メカロン」は、労働力不足を補うために、運搬をAIやセンサーによって自動で行う特性を持ち、人とロボットが協働で作業をするスマート農業によって軽力化できることに注目が集まっているという説明でした。

こういったテクノロジーを活用したスマート農業の導入は欠かせない一方で、現場に即した開発や実用化に向けた情報発信が課題になっております。

今回の基本計画にある未来を見据えた果樹エリアは、県内企業をはじめD○○g社のようなベンチャー企業、大手農業機械メーカーが県内生産者と交流や実証を深めながら、高品質な県産フルーツの生産力の向上に向けた開発や展示を行う産業情報の発信機能も有する施設になると着目しており、この官民連携による取組は、足元の生産技術の課題解決に向けた研究を進める県農業総合研究センター園芸農業研究所とそれぞれが未来を見据えた産地形成の大きな一助になるものと強い期待を持っております。

先日の農林水産常任委員会において取り上げられた県内のJA組合長に対するフルーツ・ステーション構想説明会に関する質疑では、各組合長より整備に前向きな声が寄せられていたとの答弁からも、早期の具現化が求められていると考えます。

高品質な県産フルーツの代表であり牽引役はサクランボです。明治八年、西暦一八七五年に本県で初めてサクランボの苗木が植栽されてから来年二〇二五年で栽培百五十周年を迎えることとなります。

私の地元東根市は、サクランボ生産量日本一の本県において主力産地の一つであり、さくらんぼ東根駅の開設や東北最大級のさくらんぼマラソンをはじめ、市長のリーダーシップの下、サクランボを核としたシティープromoションが成功した自治体と評されております。そして、東根市において産地の拠点であり農業所得や観光の中核を担っているのが、JAが運営するファーマーズマーケット「よってけポポラ」です。今年で設立二十年を迎える当産直施設は、令和四年度の売上げが約十七億円となり、全国の産直施設においても上位を誇りますが、東根市では、「よってけポポラ」を核にした一体的な整備を行っており、今後は、施設の拡張性を生かして、隣接する土地へ新たに道の駅を建設する計画を進めております。

このたび、東根市では、県のフルーツ・ステーション構想に賛同し、当地に果樹の情報発信機能を整備し県のフルーツ・ステーションとネットワーク化を図ることについて、市と県、JAの担当者間での検討を始めたと同っており

ます。今後は、サクランボ栽培百五十周年の好機を生かし、農業の魅力向上にもつながるフルーツ・ツーリズムを県内各地に広げる観点からも、拠点施設と県内各地とのネットワーク化に向け、東根市をはじめ各市町村や関係者の動きを後押しする支援策が必要と考えます。

これらを踏まえ、サクランボを核とした県産フルーツの情報発信力の強化に向けた現在の取組について、地主農林水産部長にお伺いします。

次に、受援力の強化に向けた山形県災害時広域受援マニュアルの見直し等についてお聞きします。

能登半島地方を震源とするマグニチュード七・六の大地震は、改めて災害の恐ろしさを痛感させ、災害はいつでも起きるか分からないことを実感させられました。

この能登半島地震では、発災当初、支援物資の輸送や受入れが度々課題となり、全国からの救援物資を避難者に振り分ける作業の人手確保が難しく、受入れを控える自治体がありました。過去の大規模災害の教訓も含め、平時に物流の支援体制を自治体と輸送企業など関係者間で仕組みを構築しておくことが重要になると考えます。

また、今回の地震では、道路の損壊が激しかった上、迂回路の確保も難しく、救援物資の到着に時間がかかりました。さらに、デジタル技術を活用した災害救援においては、ドローンが緊急用務空域の指定によって飛行を原則禁止されるなど混乱も見られました。本県としても、事前の計画どおりに支援物資を効率的に迅速に届けることができるのか再点検をする必要があると考えます。

これらを踏まえ、県内で大規模災害が発生した場合に本県が応援を受ける際の活動内容を明確にし、応援部隊や支援物資などの受入れ態勢を整備した山形県災害時広域受援マニュアルの見直しをする考えや関係団体及び機関との訓練実施の状況について、また、災害対策基本法で定められている県内各市町村における受援計画の策定状況や県による策定支援、大規模災害を想定した受援力の強化に向けた今後の方針について、中川防災くらし安心部長にお伺いいたします。

次に、災害時における医療提供体制の整備についてお聞きします。

今回の能登半島地震で最も大きな被害が生じた石川県では、死者二百四十一名を数え、今も一万二千人を超える方々が避難を余儀なくされるなど甚大な被害を起こしました。

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会による調査では、県内の四つある活断層の中で、山形盆地断層帯は、能登半島地震と同程度か、それを上回る地震が発生する可能性を指摘しています。その中でも、大石田町から寒河江市に至る断層北部の場合、三十年以内の発生確率は最大八%とされており、この数字は、東北地方の活断層の中で最大の値で、一九九五年の阪神・淡路大震災や二〇一六年の熊本地震における地震発生前の予想確率と同程度となる調査結果となっています。

本県としても、改めて地方自治体が果たすべき最も重大な使命の一つである災害対策の見直しや強化を考える必要があり、特に、医療機関の災害時の対策は極めて重要です。県は、先月公表した第八次山形県保健医療計画案において、前計画からの成果としてDMA Tと呼ばれる災害派遣医療チームの数を三チーム増加したと総括しておりますが、私は、災害医療対策に関して重要視されているのが、災害時の医療の要である災害拠点病院の整備拡大と県内六十六全ての病院の事業継続計画いわゆるBCPの策定であると考えます。

災害拠点病院は、二次医療圏ごとに原則一か所整備することが定められており、現在、県内七か所が指定されています。二十四時間いつでも災害に対する緊急対応ができ、DMA Tを保有し、資機材などの備蓄がある重要な医療インフラとして、災害医療支援の拠点となるこの指定病院を増やすことで、災害対策医療の充実につながると考えます。

山形盆地断層帯による被害想定調査では、村山地域の死者数を最大千五百四十四人、重軽傷者数を一万三千四百十人と予測し、多くの県民が災害医療を受ける可能性があります。災害医療を担う医師の総数について、この村山地域では地域間格差が拡大しており、今般、地域医療対策協議会で了承された次期医師確保計画案では、西村山・北村山地域などを医師少数スポットとして定め、重点的に医師確保対策を実施するとしています。この断層帯で被害想定が大きい北部エリアは、北村山公立病院が唯一の救急告示病院であり、来年度の医師の数は、最も配置された頃の約半数となる二十名と過去最少の状況であり、北村山地域全体で見ても、人口十万人当たりの医師数が村山地域の中で極端に低い地域となっております。

能登半島地震で大きく注目された救援救助の遅れは、県民の命を預かる医療行政にとって最も憂慮すべき事態であり、各病院や医療従事者も被災者となることを想定すれば、より充実した災害拠点病院の整備や医師の配置が求められると考えます。また、災害時に県内全ての病院がその役割を十分に果たすことができるよう、長期的な対応も想定した事業継続計画の作成に努める旨の通知が国からも出されている状況です。

これらを踏まえ、災害時における医療提供体制の整備に向けた現状の取組と今後の方針について、堀井健康福祉部長にお伺いします。

最後の質問です。

知事は、仕事始めの年頭訓示において災害に強い県づくりを進める決意を示され、今日五日の山形新聞に掲載されたインタビュー記事においても、ハード、ソフト両面から災害対策を行う決意を述べておられました。まさに我々県議会としても、知事の掲げる災害に強い県づくりの姿勢や施策の展開を強力に後押しすることが県民の皆様から強く求められていることだと認識しております。

この山形新聞のインタビューは、知事の任期が一年を切ったことから行われたものと拝察しておりますが、同じく、十五年間県民からの支持を集めている改革派の女性リーダーに焦点を当てた特集記事が、世界的な経済誌であるForbesの日本版に掲載されておりました。記事では、東日本大震災時の県政対応に触れ、吉村知事の寄り添う姿勢やリアリティーのある言葉で伝えることによる共感の輪の連鎖が新しいリーダーの在り方と評価をしておりました。

また、取材で知事は、リーダーは視野を広く持ち、新しいことをいとわず積極的に取り入れる重要性を述べた後、現場に近い職員や県民の意見を尊重し、能力がある人がそれを発揮できるような環境にしていくことが大事になるとの見解を話され、対話重視・しなやかな県政運営の理念を示されたと感じました。そして、記事の文末は、みんなで変革を推進する主導者である吉村知事のような新しい統率力があるリーダーこそ今必要とされていると締めくくられておりました。

私がこの記事で感じたことは、まさに災害に強い県づくりを進めていく上で最も必要となるリーダーの姿勢と理念です。今般の能登半島地震や昨年まで毎年のように本県を襲った線状降水帯をはじめ地球温暖化に起因する豪雨災害。まさに県民の命を守るという県政運営で最も重要な責務を果たすために、新しい統率力と評されるリーダーシップを吉村知事はどのように発揮され、百二万県民の先頭に立って、災害に強い県づくりに向け、より強固な理念を浸透させるお考えなのか、さらに、その理念を具現化するために、不断の見直しを行い、どのような施策を展開していく方針であるのか、吉村知事の見解と決意をお伺いいたしまして、私の壇上からの質問といたします。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（小松伸也議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） おはようございます。

議員やForbesから大変過分なお言葉をいただき、恐縮をしているところでございます。

災害に強いあったかい県政の実現について御質問を頂戴しましたので、お答え申し上げます。

東日本大震災から間もなく十三年を迎える中、近年は、今般の令和六年能登半島地震をはじめ、全国各地で大きな自然災害が発生しております。本県におきましても、令和元年六月の山形県沖地震や、令和四年八月の置賜地域での大雨、また、同年十二月の鶴岡市西目地内の土砂災害など、大きな災害を経験いたしました。今後も、地震や津波、豪雨などによる様々な大規模災害がいつどこで起きても不思議ではないと思っております。

このような大規模な災害が発生した際には、災害対応におけるリーダーシップは極めて重要だと考えております。さきの東日本大震災時は、私が陣頭指揮を執って災害対応に当たり、他県に先駆けて、発災直後の被災地への職員派遣や被災地からの多数の被災者の受入れなど、隣県としてできる限りの様々な支援を行いました。その経験も生かして、今般の能登半島地震においても対応しておりますが、引き続き、政府や全国知事会等と連携しながら、被災地のニーズに沿った支援をでき得る限り行ってまいります。

一方、災害時の被害につきましては、完全に防ぐことは難しいと思っておりますが、平時からの備えによってその被害を減らすことは可能であり、私は、このような減災の視点を基にして、ハードとソフト一体となった災害に強い県づくりを進めてきております。

具体的には、ハード対策として、広域道路ネットワークの整備によるリダンダンシーの確保や河川整備等の治水対策、土砂災害防止等の取組を展開してきたところであり、ソフト対策として、自らの命は自らが守る・自分たちの地域は自分たちで守るの自助・共助の考えに基づき、災害時には自分たちの判断で迅速な行動が取れるよう、啓発や自主防災組織を対象とした研修会の開催など、防災教育の推進や防災士の育成にも取り組んできたところです。

さらに、新たに三月十一日を「県民防災デー・防災点検の日」と定め、県民一人一人が防災について考え、備えることを促すとともに、地域や学校、企業・団体等とも連携し、災害への備えに向けた取組を図ってまいります。

私は、これまでの災害対応や各種施策等の積み上げてきた実績を大切な基盤として、引き続き、「県民視点」「現場主義」「対話重視」を基本姿勢に、能登半島地震などの大規模災害の検証や新たな知見を常に反映させ、道路や河川等のインフラの整備・改修、また防災教育、防災訓練の充実など、ハード、ソフト両面を組み合わせた対策をしっかりと講じ、県民の皆様のお安全安心に資するよう、災害に強い山形県の実現に取り組んでまいります。

○副議長（小松伸也議員） 平山副知事。

○副知事（平山雅之君） 産業政策の在り方と新産業支援機関を設立する狙いについてお答えします。

近年、デジタル化や脱炭素化の進展など、企業を取り巻く環境は大きく変化し、厳しさを増しており、コロナ禍を経てさらにその状況が加速してきております。

こうした中、本県産業の大宗を占める中小企業・小規模事業者の活力なくして本県産業の振興はあり得ないとの考えの下、多様化する経営課題に的確に対応していくため、支援機能の集約化と最適かつ迅速な支援の提供が不可欠であると認識しているところであります。

このため、山形県企業振興公社と山形県産業技術振興機構を再編統合し、令和六年四月から公益財団法人やまがた産業支援機構が新たにスタートします。

新しい機構は、県内中小企業・小規模事業者へワンストップでトータルな支援を提供する総合支援機関として、戦略性を持った経営や、新しい事業や領域への挑戦、それらを実践する人づくりを積極的に支援し、創業・新事業展開から成長発展までの各段階やニーズに応じた最適な支援を提供してまいります。加えて、地域に密着した商工会議所・商工会や、技術高度化を支援する工業技術センター、金融機関等との連携を一層強化し、関係機関と一体となった企業支援に取り組んでまいりたいと考えております。

新機構では、四つの支援の柱を掲げております。

一つ目は経営力強化への支援です。経営改善のアドバイスや取引拡大、事業承継や経営革新などの支援を行います。あらゆる相談に対応する総合相談窓口を設置するとともに、他機関とも協力しながら現場訪問や様々な機会を通して企業の経営課題をお聞きし、課題解決策の提案を行います。提案に当たっては、新機構に支援方針や最適な支援策を検討する組織をつくり、企業での取組をフォローしながら、企業経営の安定から成長発展までを丁寧に支援してまいります。

二つ目は創業の支援です。新たなビジネスを創出し、地域経済の活力を高めるため、スタートアップステーション・ジョージ山形を創業支援の拠点として、関係機関と連携しながら、創業への関心を高め、創業を目指す人々の相談に応じ、ビジネスアイデアを検証できる場を提供するなど、創業そして成長までしっかりとサポートしてまいります。

三つ目は新しい価値の創出支援です。特に、工業技術センターとの密接な連携により、県内企業の技術課題の解決や新技術・新製品開発を積極的に支援していきます。マーケットを見据えた売れる製品開発を推し進めるため、産学官連携の強化、共同研究、販路開拓など製品化の段階に応じた支援を行いながら、新たな付加価値の創出に取り組んでまいります。

四つ目は人づくりの支援です。人は最も重要な経営資源ですが、県内企業は人材不足や人材育成の課題を抱えております。このため、行政機関、関係機関との連携を強化し、副業・兼業を含めた専門人材と県内企業とのマッチングや多様なリスクリング機会の提供などにより、次代を担う人材の確保と育成を支援してまいります。

県としましては、やまがた産業支援機構の設立を契機に、他の産業支援機関との連携関係をさらに強固なものにし、県内中小企業・小規模事業者の成長発展に向けた取組を強力に支援することにより、本県産業の持続的発展につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（小松伸也議員） 沼澤企業管理者。

○企業管理者（沼澤好徳君） 電気事業の新たな売電先の選定状況と期待される効果についてお答え申し上げます。

売電先の選定に当たっては、F I T適用発電所と非F I T発電所に区分し、さらに県内事業者に限定した枠とそれ以外の一般枠を設定し、プロポーザル方式により公募を行いました。選定のポイントとして、収益性の確保を最優先としながら、再エネ電力の地産地消の拡大、環境価値の有効活用、企業局浄水場への電力供給という視点も加味したところです。その結果、延べ六つの事業者から応募があり、F I Tと非F I Tの県内枠はやまがた新電力と、F I Tの一般枠は地球クラブと、非F I Tの一般枠は東北電力グループと契約することとし、四月から売電を開始します。

今回の選定の効果としまして、一つ目の収益性の確保では、現行の契約単価を上回る水準で売電価格を決定したことから収益性が向上し、令和六年度の売電収入は、現行比で約一〇%、六億円余の増収が見込まれます。

二つ目の再エネ電力の地産地消の拡大では、県内での売電量を現行の一般家庭約五千世帯分から約九千八百世帯分へと、ほぼ倍増することができます。

三つ目の環境価値の有効活用では、県内事業所向けのメニューとして、やまがた新電力では「一〇〇%・C O 2フリー電力プラン」を新設いただくほか、東北電力グループではC O 2フリープラン「やまがた水力プレミアム」を引き続き提供いただきます。また、同グループでは、県内一般家庭向けに「家庭用水力一〇〇%プラン」、仮称でございますけれども、この新設についても御検討いただいているところです。

四つ目の企業局浄水場への電力供給では、水道用水と工業用水の全ての浄水場八か所で使用する電力を再エネ電力に全面転換することが可能となります。こうした取組は全国初となるもので、企業局の脱炭素化はもとより、県内の受水企業等における脱炭素化の取組にも寄与し、産業立地上の優位性の向上にもつながるものと考えております。

企業局としましては、電力の安定供給による収益の確保はもとより、今後さらに価値が高まっていく再エネ電力の

環境価値に着目した取組を推進し、ゼロカーボンやまがた二〇五〇の実現に貢献してまいります。

○副議長（小松伸也議員） 中川防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（中川 崇君） 私からは、受援力の強化に向けた山形県災害時広域受援マニュアルの見直し等につきましてお答えいたします。

県地域防災計画に基づく山形県災害時広域受援マニュアルにつきましては、災害の規模や被災地のニーズに応じ円滑に他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、適宜内容の見直しを行っているところであります。具体的には、救援物資の受入れや輸送のための広域拠点施設につきまして、県トラック協会と現地確認を行い、新たに民間事業者の市場施設一施設を追加し、全部で十二施設としたほか、消防・警察及び自衛隊の広域応援部隊が被災地において活動する際に使用する拠点や進入ルート等の更新などを行っております。

また、毎年、国や市町村と大規模災害発生時における救援物資の要請や物資を収集・搬出する拠点から避難所までの輸送等を想定した図上訓練や、山形県石油協同組合と災害発生時に緊急車両等に対して優先的に燃料を供給するための実地訓練を行うなど、マニュアルに基づく実施計画の実効性の確保を図っているところであります。

一方、市町村の受援計画の策定状況につきましては、令和五年六月一日時点で二十四市町村、策定率は六八・六％となっており、県としましては、引き続き市町村の取組状況を把握しながら、先行自治体の取組事例等を活用した市町村受援計画の策定や内容の更新のための研修会を開催するなど、受援体制の充実に向けた支援を実施してまいります。

また、今般の能登半島地震の被災地である石川県におきましては、道路や水道などの地域のインフラに甚大な被害があったことから、人や物の受入れ環境が十分でなく、市町村での被災者ニーズを把握する職員等も含めて人員不足が深刻化したため、救援物資が避難所まで届きにくい等の課題もありました。

県としましては、応援職員や救援物資の迅速かつ確な受入れに向け、デジタル技術を活用した情報共有・調整業務などの受援体制の整備について市町村等と協議を進めるとともに、新たな受援の担い手として、NPOや災害ボランティア等との連携の在り方等も検討し、県全体の受援力の強化に努めてまいります。

○副議長（小松伸也議員） 堀井健康福祉部長。

○健康福祉部長（堀井洋幸君） 災害時における医療提供体制の整備についてお答えいたします。

県では、災害時における医療の活動拠点として、県全域をカバーする基幹災害拠点病院に県立中央病院を指定し、二次医療圏ごとに設置が必要な地域災害拠点病院については、地震が発生した場合の被害想定調査等を踏まえ、村山・庄内地域には二か所ずつ、最上・置賜地域には一か所ずつの合計七病院を指定しております。

一方、このたびの能登半島地震では、交通網の寸断等により被災地で必要な医療が提供できない事態も発生しており、これらを教訓として、医療関係者等の意見をお聴きしながら、今後の本県における災害時の医療提供体制の強化についてさらに検討してまいりたいと考えております。

また、事業継続計画いわゆるBCPの策定については、災害拠点病院では必須要件とされ、全ての病院で策定されておりますが、それ以外の病院では努力義務のため、県内の全六十六病院の策定率は四五％にとどまっており、早期の策定が必要と認識しております。そのため、現在策定中の第八次山形県保健医療計画では、県内病院におけるBCP策定率一〇〇％を目標に掲げ、未策定の病院に対し厚生労働省が開催するBCP策定研修会への参加を促すなど、策定に向けた働きかけを強化してまいりたいと考えております。

なお、災害時における医療提供体制の充実には、災害拠点病院の指定などに加え、迅速かつ効果的に医療を提供するための人的な体制の強化も重要となります。このため、現在二十六名の医師に委嘱している災害時の医療に関連する情報収集や指揮調整を行う地域災害医療コーディネーターについて、今後、看護師等他の医療職種にも拡大するなど、災害発生時等に中核となって地域の円滑な医療提供を支える人材の育成をさらに進めてまいります。

加えて、DMATにつきましては、これまでも隊員の確保・養成と定期的な訓練を行ってまいりましたが、来年度は東北ブロックDMAT参集訓練を本県で実施することとしており、新潟県を含む七県のDMATや関係機関との緊密な連携による実践的な訓練を通じ、隊員の技能維持・資質向上を図ってまいります。

今後も、こうした取組を通じ災害時における対応力を高め、県民が安心して暮らせる医療提供体制の構築に努めてまいります。

○副議長（小松伸也議員） 我妻産業労働部長。

○産業労働部長（我妻 悟君） 新時代を担うデジタル産業の創出と集積に向けた人材育成の方針についてお答えいたします。

本県産業がさらに成長発展するためには、今後、市場規模が大きく飛躍することが予想されますデジタル関連産業の創出・集積を図っていくことが極めて重要であり、このため、デジタル技術の高度化や汎用化に伴い不足しているデジタル人材を育成していくことが急務であると考えております。

県では、これまでも、将来を担うデジタル人材の育成に向け、高校生を対象に部活動としてA Iプログラミング教育を行う「やまがたA I部」の活動を支援しており、現在、二十七校の高校生約百六十名が参加するなど、着実にデジタル人材の育成が図られておりますが、来年度から新たに、スタートアップステーション・ジョージ山形に設置した「ヤマガタリアルメタバース研究所」を拠点に、若者が楽しみながら自分のやりたいことを実現する手段として、クロスリアリティー関連技術を習得し、取得した最先端の技術を用いて新たなビジネス創出や新規創業に取り組むクロスリアリティービジネス創出事業を実施してまいります。

この事業では、小・中学生を対象としたクロスリアリティー体験イベントの開催や、高校生や大学生が県内の文化遺産、観光地、食材等のリアルな資源をクロスリアリティーコンテンツ化して発信するなど、若者がクロスリアリティーに触れ、学び、新技術を使って新しい事業やサービスを生み出す環境を構築することで、最先端のクロスリアリティー技術を活用する機会を提供してまいりたいと考えております。

さらには、昨年十月に東北芸術工科大学においてA I等の最先端テクノロジーを学ぶための講義「科学技術と未来」が開講され、また、山形大学でもデジタル系新学環創設の構想が策定されるなど、多様で厚みのあるデジタル人材の育成環境が整いつつありますので、やまがたA I部やクロスリアリティービジネス創出事業で学んだ高校生が、大学等が提供するより高度なデジタル技術を習得できるよう連携を図り、不足するデジタル人材を幅広く育成していきたいと考えております。

県としましては、若者が最先端のデジタル技術に興味を持ち、技術の習得と活用による新たなビジネスの創出につながるのと同時に、県内企業の生産性向上やDX化においても活躍できるよう、高等教育機関や企業、産業支援機関等としっかりと連携しながら、デジタル人材の育成に引き続き力を入れて取り組んでまいります。

○副議長（小松伸也議員） 地主農林水産部長。

○農林水産部長（地主 徹君） サクランボを核とした県産フルーツの情報発信力の強化についてお答えいたします。

県では、昨年三月に策定した「さくらんぼを核とする県産フルーツの情報発信実行計画」に基づき、フルーツのプロモーションを強化するとともに、フルーツを学び、楽しむ場であるフルーツ・ステーションの創出とネットワーク化を進めることとしております。

フルーツ・ステーションに関しては、二つの取組を並行して進めております。

一つ目は、県が都市公園である最上川ふるさと総合公園に民間活力を活用して整備を目指しているフルーツ・ステーションの取組です。先般、基本計画素案でお示ししたとおり、ここでは、山形県が我が国の果樹農業を最先端で牽引する産地であることを発信します。スマート農業や環境との調和など、未来の果樹農業を子供から大人まで誰もが目にすることができる場として、生産者の学びはもとより将来の担い手育成につながるのと同時に、フルーツを食べる、見る、感じるといった様々な体験の場として、観光の拠点ともなるように取り組んでまいります。

二つ目は、各地域でのステーションの創出とネットワーク化の取組です。これに向けては、各地域の特徴を生かしたステーションの在り方を官民共同で検討するためのプラットフォームを立ち上げ、市町村、生産者、フルーツ関連事業者などを中心に六十七の団体・個人に参加いただいております。これまでに、有識者のセミナー、県内外の事例視察等を行うとともに、会員間でフルーツを活用した取組のアイデア等について意見交換を行ってまいりました。意見交換では、「事業者や市町村の情報発信の効果を高めるためプラットフォームの活動はよい取組だ」「市町村でできることは限られており、県全体でのスケールの大きいPRを考えることは大切」といった意見が出され、様々なアイデアが話し合われました。

既に、御紹介のあった東根市などの市町村ではステーションの創出に向けた検討を開始していると承知しています。東根市からはプラットフォームに多数の参加があり、前向きな議論が期待されますので、県としても、検討費用の補助事業を活用いただくとともに、希望に合わせた専門家の紹介等についても支援してまいります。

来年度は、プラットフォームの活動をさらに活性化させ、各地域のステーションの検討や、相互の情報発信・周遊促進の取組など、ネットワーク化に向けた具体的な調査・検討を進めてまいります。

県としましては、市町村、事業者と一丸となって県産フルーツの情報発信力を一層強化し、フルーツ王国としてブランドを確立するため、フルーツ・ステーションの創出とネットワーク化に取り組んでまいります。

○副議長（小松伸也議員） 鈴木警察本部長。

○警察本部長（鈴木邦夫君） 私からは、サイバー空間における脅威への対処につきましてお答えいたします。

国民が広く利用する公共空間へと変貌したサイバー空間では、新たな技術を悪用する犯罪が次々と発生し、手口も匿名化、巧妙化するなど、その脅威は深刻な状況となっております。そのため、警察庁では、令和四年度に警察のサイバー政策の中心的役割を担うサイバー警察局、重大サイバー事案への対処を担う国の捜査機関としてサイバー特別捜査隊を設置しております。

一方、本県におきましても、令和五年の暫定値でございますが、サイバー関連の相談件数は二千五百六十件、サイ

バー犯罪の検挙件数は八十六件と、いずれも過去最多となり、その脅威への対処は喫緊の課題となっております。

こうした情勢を踏まえまして、県警察では、昨年七月から、先進的な取組といたしまして、サイバー犯罪対策課と警察庁の機関である山形県情報通信部が一体的運用を行う拠点となる山形県警察サイバーセンターを設置し、部門横断的なサイバー対策を実施しているところでございます。また、今年二月には、県下の損害保険会社五社及び県医師会とサイバー事案対処に関する連携協定を締結するなど、社会全体におけるサイバー対策の環境醸成に努めているところでございます。

今後の方針といたしましては、令和六年山形県警察運営の指針に「サイバー空間における脅威への対処」を新たな取組事項として盛り込みました。具体的推進事項といたしましては、三点の細目を掲げております。

一点目はサイバー事案への的確な対処に向けた捜査・支援の推進でありまして、サイバー事案認知時には、さきに述べましたサイバーセンターが警察庁や他県警察との連携を図り、被疑者の早期検挙に努めてまいります。

二点目はサイバーパトロール等による違法・有害情報対策の推進であり、大学生等パトローラーなど若い世代の協力を得ながら、犯罪を誘発するおそれのある違法・有害サイト等の削除依頼・取締り等の対策を強力に推進してまいります。

三点目はサイバー犯罪被害の潜在化の防止でありまして、民間事業者等に対して積極的な警察への通報・相談等を促すことによりまして被害の潜在化を防止してまいります。

サイバー空間における脅威への対処につきましては、県民の皆様の協力を得ながら、社会全体でサイバー事案に対する耐久力を高めていくことが大変重要でございます。県警察といたしましては、引き続き関係機関等と連携を取りながら、取締りのみならず、サイバー犯罪の特性を踏まえた的確な対処、また情報発信等を強力に推進してまいります。

○副議長（小松伸也議員） この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十六分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

八番鈴木学議員。

○八番（鈴木 学議員） 自由民主党の鈴木学でございます。

まずもって、本日質問の機会をいただきました自由民主党会派の先輩議員、同僚議員の皆様に感謝申し上げます。

午前中に質問されました阿部恭平議員そして齋藤議員、初めて一般質問をされたということですが、私も同じく初めての質問となります。二人の同期議員のすばらしい質問に続けるよう、気を引き締めてしっかりと質問をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、少子化克服に向けた今後の方策についてお聞きいたします。

厚生労働省が昨年公表いたしました人口動態統計によりますと、一人の女性が一生のうちに出産する指標である合計特殊出生率は、山形県は一・三二でありました。新型コロナウイルスの影響で国民生活が大きく制限され、全国的にも出生数が低下し、国全体の合計特殊出生率は一・二六と、過去最低となりました。

我が県の合計特殊出生率では、平成三十年に一・四八だったのが、令和元年に一・四、令和二年に一・三七、令和三年と令和四年は一・三二と右肩下がりの状況であり、出生数は、昨日厚生労働省から速報値が発表されましたが、平成三十年から令和五年までの間で六千九百七十三人から五千四百三十一人まで減少いたしました。

県が令和二年に策定した「やまがた子育て応援プラン」では、令和六年度まで合計特殊出生率を一・七〇まで引き上げる目標を設定し、来年度がいよいよ最終年度となりましたが、その達成は非常に厳しい状況にあります。

山形県の未来を担う、ひいては日本の未来を担う子供たちをしっかりと産み育てていかなければ、社会は衰退の一途をたどってしまいます。この状況に歯止めをかけるためには、県当局や市町村のみならず、我々議会議員はもちろんのこと、民間企業や団体、県民、総力を挙げてこの課題に取り組んでいかなければなりません。

少子化問題は、先進国病と評されることがありますが、そこには対症療法と根本治療があります。

対症療法は、子育て支援や妊娠・出産から育児まで切れ目のないサポートを行うことにより、子育ての経済的、身体的な負担を軽減することです。山形県では多くの子育て支援策を打ち出し、来年度の予算案でも新規・拡充した事業を加え、「子育てするなら山形県」の実現に取り組まれていると承知しております。

一生の間に夫婦が授かる子供の数を表した完結出生児数は、一九七〇年代から二〇〇二年まで二・二人前後で横ばいであったのが、二〇〇五年から減少傾向になり、二〇二一年には一・九〇人と過去最低を更新いたしました。それ

でも合計特殊出生率の下落幅と比べれば少ない値であり、子育て支援に関するニーズをしっかりと把握し的確なサポートを行うことは、結婚した夫婦の出生児数増加につながるものと考えます。

一方で、少子化対策の根本治療として言われるのが、働き方や雇用形態などの社会構造を変えること、そして結婚支援であります。

現在、国が掲げる子育て政策は、まさに、誰がどのような形で働いていても、家にいても、学びの中にあっても子供を育てられる、そして、子供たちがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会を掲げるものです。

結婚支援については、欧州のハンガリーが結婚した男女に恩恵が大きくなるような家族政策を進めた結果、十年間で婚姻数が倍増し、合計特殊出生率も一・二三から一・五九に回復させることに成功しております。

結婚支援は、時代の変化や若者のニーズに寄り添う必要があると考えます。二〇二一年に国立社会保障・人口問題研究所が行った出生動向基本調査によりますと、交際のきっかけとして、SNSやマッチングアプリといったいわゆる「ネット」と回答したのは、男性が一・九%、女性が一七・九%に上り、新婚夫婦の一三・六%がSNSやアプリ等のネットで知り合ったと回答しております。

また、民間生命保険会社が行った調査では、一昨年と昨年に結婚した夫婦の出会いのきっかけ一位はマッチングアプリであり、実に二五%。四組に一組の夫婦が出会い結婚したと答えております。

令和五年度に行われた県政アンケートにおきましても、「結婚するために活用したい支援」について問うたところ、結婚式や転居費用への助成等の「結婚に伴う費用に対する支援」とした回答が二八・三%で最も割合が高かったわけですが、こと出会い等の支援に関しては、「携帯アプリ等を活用したマッチングシステム」が最も多くなっております。

やまがたハッピーサポートセンターが提供するマッチングシステム「A iナビやまがた」は、全国的にも先進的な取組であり、先ほど申し上げたデータのとおり、時代のニーズに即したサービスであることから、さらなる活用の促進を期待しております。しかし、利用に当たっては、二年間で一万円の登録料が発生いたします。

細かな話になり恐縮でございますが、例えば、民間が提供するマッチングアプリでは、女性は登録料が無料であり、利用については基本的に月額制で登録しやすく、数か月から半年、一年契約で利用料を割引くお得なプランなど複数のプランが用意されております。A iナビやまがたも、利用料の無料化や登録利用期間を短くするなど選択肢を多くし、登録しやすい環境をつくれば、さらに登録者が増え、婚姻率アップにつながるのではないかと考えます。

対症療法である子育て支援政策は年々充実していると実感いたしますが、少子化対策の根本治療への投資はさらに改善の余地があると思います。

県は、結婚への支援も含め、少子化克服のため今後どのような方策を実施していくのか、また、来年度のやまがた子育て応援プランの最終年度を迎えるに当たり、知事の少子化対策への意気込みをお尋ねいたします。

次に、外国人材の定着に向けた取組についてお聞きいたします。

少子高齢化の日本にあって、人手不足、労働力不足は深刻な課題であります。特に、総務省の令和四年十月現在の人口推計によると、我が県は人口の減少率が全国で四番目に高く、令和二年に行われました国勢調査によりますと、生産年齢人口は平成七年の約七十九万九千人から令和二年には約五十八万七千人にまで減少しており、帝国データバンクの調べでは、県内企業の約半数に当たる四八・七%の企業が人手不足と回答しており、労働力不足は喫緊の課題となっております。

そのような中、政府は今年、外国人の人材育成を通じた国際貢献を目的とした現在の技能実習制度を廃止し、人材確保を目的とし、一定期間後に同じ業務分野で職場を替える転籍も条件付で認める新制度「育成就労」を創設する方針を関係閣僚会議にて決定し、今国会への関連法案提出を目指しております。新制度では、同じ職場で一年から二年の一定期間働くなどの要件を満たせば、同じ業務分野での転籍を可能としています。将来的に特定技能二号を取得すれば家族の帯同も許され、在留資格の更新制限もなくなります。

入管によりますと、令和五年六月末現在の日本における在留外国人の人口は三百二十二万人強、山形県の在留外国人数は、前年同期比で八百二十七人、一〇・四%増の八千七百五十六人となっており、外国人労働者数は、山形労働局によりますと、前年同期比千四百四十三人、二四・八%増加の五千七百四十三人となっております。また、外国人を雇用している事業所数も、七十八か所、七・一%増の千七百七十四か所となっており、現在においても様々な業種で人手が不足し、外国人材に頼らざるを得ない現実を映し出しているものと思います。

そして、今後ますます進むと思われる労働力不足に対応するためには、日本で就労を希望する外国人の方に、山形を選び、定着してもらわなければならないと思います。しかし、政府の新方針によって転籍が認められれば、外国人材の都市圏への流出が進む可能性も大いに考えられます。とりわけ地方と都市圏では明確な賃金の格差があり、それを解消することは容易ではありません。

一方で、日本に滞在する外国人の方が困っていることとして、日本語の難しさや地域との関わり合い方、また、居住地として求めることに安全性や生活費の安さ、公共交通機関や医療体制などの生活環境の充実が挙げられます。我が県では、賃金ではなくこういった視点で、他県に先駆け外国人の暮らしやすい山形県をつくり、外国人材の定着を図るべきと考えます。

ただ、私が東京から山形にUターンした際に山形の町なかで感じたのは、様々ある案内や看板、飲食店でのメニューなど、生活する上で必要なものに多言語表記が非常に少ないということです。実際に技能実習生の方と話をした際にも、自動車免許を取得しづらい実習生たちは、公共交通機関を利用したくとも、バス停も日本語のみで時刻表も分かりづらく、結局、遠くても自転車で出かけているということでした。

外国人材の方々に日本語教育を行うことは、日本で仕事をする、必要な資格を取得することとして必ず行わなければならないことは言うまでもありませんが、日常生活を快適に過ごせるように配慮し、我々から歩み寄ることこそが多文化共生社会の実現には必要であると考えます。

外国人材に我が県を選び定着してもらうために、外国人の方々にとって安心して住みやすい山形県をつくり、慣れない日本での生活環境を整えていく必要があると考えますが、今後どのように対策を行っていくのか、みらい企画創造部長にお尋ねいたします。

次に、障がい者雇用についてお聞きいたします。

障がいに関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会実現の理念の下、障害者雇用促進法では、全ての事業主は進んで障がい者の雇用に努めなければならないとされており、

現行の制度では、民間企業の障がい者の法定雇用率は二・三%とされていますが、本年四月より二・五%、令和八年七月からは二・七%へ段階的に引き上げられることが決まっております。これに伴い、障がい者を一人雇用しなければならない事業主の範囲が、現在の従業員四十三・五人以上から、本年四月から従業員四十人以上、令和八年七月からは従業員三十七・五人以上まで広がることとなります。

昨年十二月に山形労働局が発表した昨年六月現在の我が県の民間企業の実雇用率は二・三一%と過去最高を更新したものの、全国では下位の三十九位であり、全国平均の二・三三%を下回っております。法定雇用率の達成企業の割合は五七・二%であり、依然として四割以上の企業が達成できていない状況です。雇用義務がある対象企業九百七十三社のうち、一人も障がい者を雇っていない企業は二百三十六社あり、県や国でも助成金をはじめ多くの支援を行っておりますが、まだまだ障がい者雇用への理解が浸透しておらず、取組を進めなければならないと実感しているところ、

こうした現状を踏まえ、本年四月から段階的に引き上げられる法定雇用率の達成のためには、これまで雇用義務の対象になっていなかった従業員四十人以上の企業に対する徹底した周知と適切なサポートが必要だと考えます。さらに、令和八年度の引上げも目前に迫っていることから、先を見越し、従業員三十七・五人以上の企業にも同時に今、働きかけを行うべきではないでしょうか。

また、昨年十一月に自民党会派の先輩・同僚議員とともに県内の複数の特別支援学校を視察させていただいた際には、学校側から卒業予定者の就職先の確保が難しいという話をお伺いしました。就労支援コーディネーターの方々が一生懸命に就職先候補を開拓していることに感謝をされながらも、特別支援学校が就職先を探す場合、障がいの種別や程度、特性、また作業内容との親和性も加味し、企業への事前の実習なども経てマッチングをしていることから、一人一人の希望や適性に合った就労先の確保に苦勞することもあり、学生本人や保護者が一般就労を希望していても就労系障害福祉サービス等が進路先になることもあるとのことでした。県や国、企業も雇用率達成に向け努力し、学生や保護者の皆さんの中には、一般就労を希望しているにもかかわらず雇用に至らない現実を伺い、非常に悩ましく思いました。

まずは、いち早く新たに雇用対象となる企業・団体に共生社会への理解を深めていただくことが大事であります。その上で、法定雇用率の引上げを見据え、雇用対象となる企業への支援や特別支援学校等の教育機関との連携も含めた県としての今後の取組を産業労働部長にお伺いいたします。

次に、自転車活用の推進についてお聞きいたします。

我が県では、平成二十九年五月に施行された自転車活用推進法に基づき、令和元年八月に自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る山形県自転車活用推進計画を策定し、令和四年三月には第二次山形県自転車活用推進計画として改定を行いました。

自転車は、環境に優しく、サイクリングを通じた健康づくりや、家族や地域との触れ合い、仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールでもあります。また、自転車で楽しむ体験型・交流型観光の促進や、市民参加型サイクリングイベントなどの開催を通じた観光地域づくりの推進などにより、自転車を活用した地域の活性化も期待できます。

観光客のスタイルが買物主体の「モノ消費」から体験型の「コト消費」へとシフトしている状況などを考慮しますと、自転車のフットワークを生かし、山形県の自然豊かな景観や季節感を周遊しながら感じてもらうサイクルツーリズムを推進することで本県への誘客効果を得られると私は考えております。また、サイクルツーリズムは、より広範囲に経済的恩恵をもたらされる期待もあり、目的地だけではなく、サイクリングルート上の市町村にも好影響をもたらす可能性があります。

山形県では、広域的なサイクリングモデルルートを定めております。置賜地域から庄内地域まで県内四地域を最上川に沿って通る初心者にも走りやすい基幹ルートを中心として定め、山を登る中・上級者向けのヒルクライムルートや日本海沿岸を海を見ながら走れるルート、温泉地を通るルート、観光地や市街地を通るルートなど、各地域の魅力があふれる地域ルートも十七ルート設定されております。

その中で、昨年十月には、第二次山形県自転車活用推進計画の中の山形県自転車ネットワーク計画において走行環境整備等に取り組んでいるサイクリングモデルルートのうち、山形市と上山市を通り蔵王温泉や昨年十二月にオープンしました道の駅「やまがた蔵王」を周遊するルートと蔵王エコーラインのルートを組み合わせた、標高差千四百メートルにも及ぶ日本屈指のヒルクライムルートである「やまがた蔵王ヒルクライムルート」が県内で初の国のモデルルートに設定されました。

これまでも日本国内では、その名が世界に知られるサイクリングロード「しまなみ海道」はじめ、和歌山県内八百キロメートルにもわたるサイクリングルート「WAKAYAMA800」や、地元の田んぼや農村集落など里山の日常に触れられるコースが人気の「飛騨里山サイクリング」など、多くのサイクリングコースが各地でにぎわいを創出しております。その中でも、琵琶湖を一周するコースである「ビワイチ」は、発着地である守山市にもともと目立つ観光資源はなかったものの、コースの発着地としての認知度向上に取り組んだほか、官と民と地域が一体となってサイクリストに優しいまちづくりを行った結果、サイクリングを楽しむ観光客が増え、市外から有名自転車ブランドの小売店や温泉施設などが出店し、民間投資にも結びついております。

やまがた蔵王ヒルクライムルートを県内の先駆けとして、私の地元である山辺町でも、山形市と一緒に、山形市西部から望む景観や湧水、棚田など地域の魅力を生かした新たなサイクリングルートを造るべく機運が高まっているところでありますが、山形県内においても、それぞれの地域の知られざる魅力を最大限に引き出すことができるツールこそサイクリングツーリズムだと考えます。

そこで、令和六年度に第二次山形県自転車活用推進計画の中間年度を迎え、現在、自転車の利活用をどのように進めているのか、やまがた蔵王ヒルクライムルートに加え、国のモデルルートへの追加設定を検討されているのか、また、県の次期計画の策定に向けて、現在ある十七の地域ルートに新規追加を検討すべきと考えますが、県としての所感を県土整備部長にお尋ねいたします。

次に、自転車の交通安全対策についてお聞きします。

令和四年に成立した改正道路交通法により、昨年四月から年齢を問わず全ての自転車を利用する方々にヘルメット着用が努力義務となりました。

昨年の二月定例会予算特別委員会におきまして、我が党の遠藤寛明議員が自転車利用者の交通事故防止対策について質問された中でも、ヘルメット着用の努力義務化に向けて県の取組について問われておりましたが、改正法の施行から約一年が過ぎたこと、自転車利用をめぐる環境の変化や社会構造の変化などもあり、私からも改めて質問をさせていただきます。

遠藤議員が質問されていたとおり、自転車事故における重大な事故は頭部の負傷が最も多く、ヘルメットの着用は大切な命を守るために大変有効とされており、県当局と県警察もヘルメット着用率の向上に取り組んでいただいておりますが、先ほど質問させていただいたとおり、環境への負荷軽減、健康の増進、観光の振興を図るため自転車の利用の拡大を促していくこと、また、外国人観光客や今後増加すると思われる外国人労働者の方々が有効な移動手段として自転車を利用されておりますが、日本の交通ルールや交通マナーを理解しづらいことも鑑みますと、自転車利用時の事故の件数も増加する可能性が考えられます。

我が県では、令和四年の道路交通法の改正以前である令和元年十二月に、自転車を安全に利用し、事故のない社会を実現するために山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、先んじて自転車乗車時のヘルメットの着用を努力義務といたしました。

しかしながら、県警察が令和五年五月に行った自転車乗車用ヘルメットの着用率調査では、山形駅周辺で三・八%、商店街またはショッピングセンター周辺で一・二%でありました。約二か月後の同年七月に行った調査でも、山形駅周辺で前回比一・五%ポイント増の五・三%、商店街やショッピングセンター周辺で前回比〇・七%ポイント増の一・二・七%にとどまっており、法律改正直後にもかかわらず、ヘルメットの着用率が大幅に伸びることはありませんでした。

さらに、県警察では令和五年十月に県内の主要五市で同様の調査を行いました。山形市が五・三%、鶴岡市が八・

三%、酒田市が五・五%、米沢市が四%、新庄市が五・六%であり、県内五市合計の平均は五・七%でありました。こちらの調査でも、山形市内で五月及び七月に行った調査同様に、駅前周辺と商店街やショッピングセンターを対象の場所といたしました。いずれの市も駅前周辺のほうが着用率が低い結果となっており、とりわけ新庄駅前周辺での着用率は一%でありました。この結果は、高校生を中心に、通学や通勤に自転車を利用している方々のヘルメットの着用率が低いということを実に表した結果であると思えます。

今回、県当局から示された高校生を対象とした自転車ヘルメット購入補助事業では、高校生のヘルメット着用機会の創出と促進につなげるため、通学時に使用するヘルメットの購入に対し、販売店を通じて一個当たり二千円を値引きするものでありますが、安全基準を満たしたヘルメットの売れ筋の値段が五千円ほどということで、高校生やその保護者にとっても負担軽減の割合は大きく、着用率の向上に期待できる事業だと感じております。

また、この購入補助事業を好機として、着用率向上に必要なのは、促進活動と環境の整備であると思えます。ヘルメット着用率が六〇%と日本で一番着用率が高い愛媛県では、高校生にヘルメットの無償配付を行うだけではなく、子供たちにヘルメットを選んでもらい、「自分たちが選んだヘルメット」として着用率向上につなげたほか、学校の最寄り駅まで電車で通学する生徒に対し、駐輪場にヘルメット置場を設置し、電車乗車時の荷物にならないようにするなど環境整備を行っている自治体もあるそうです。

自転車乗車時のヘルメット着用率が低い現状を変えるためには、補助金を有効に活用してもらいながら、着用に対するさらなる取組を進めなければならないと考えます。

県としてヘルメットの着用率向上のためにどのような取組を行っていくのか、防災くらし安心部長にお尋ねいたします。

最後に、消防団の加入、活動への理解促進についてお聞きいたします。

質問に入らせていただく前に、本年一月一日に発生した令和六年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、発災直後より被災地にて捜索・救助、避難、復旧等の活動に携わる全ての方々に心より敬意を表します。

今回の質問は、能登半島地震が起こる前の私の実体験を基に考えておりました。私は、山辺町消防団に所属する現役の消防団員であります。消防団の活動は多岐にわたりますが、火災の消火活動、遭難者や行方不明者の捜索などが主な出動機会になります。しかし、近年の気象状況の変化により、令和元年の台風十九号、令和二年七月豪雨水害と、二年連続で水害対応に当たりました。特に、令和二年七月豪雨の際には、町内各地で同時多発的に冠水や河川の溢水、山間部では土砂崩れが起きておりました。

私たち消防団員は、避難の呼びかけから誘導、独居老人の避難補助、危険箇所の状況確認や、浸水の危険が迫る建屋への土のうの設置などに対応し、同時多発的に起こった災害に対し、通報があった場所に急行しては即応しましたが、次から次に無線で来る指令にはとても対応が追いつきませんでした。

また、山形市の西部を流れる須川沿いに架かる中山町、山辺町、山形市西部の橋は、支流から須川本川への流入を防ぐために須川本川の水門を閉じた結果、内水氾濫が発生し、ほとんどの橋が通行止めとなりました。常備消防署がある山形市からの出動は困難な状況であり、地元の消防団が何とかせねばという思いで必死に活動していく中で、気がつくとき長い時間が過ぎ、全ての活動を終えられたのは明朝でございました。

初めての水害対応を振り返ったとき、僅か二日間の活動にもかかわらず、水害などの広域的かつ同時多発的に起こる災害にいかにも人員が必要であり時間がかかるか、また、外からの救援が届かない中で地元や地域で災害に対応する厳しさも実感し、地域を守るためには消防団の人員確保と理解が必要であると痛感いたしました。

今回の能登半島地震でも、半島という地理的な特性上に加え、道路が寸断されたり地盤の隆起により港湾が使用できないなどの被害が加わり、捜索・救助活動や避難に大きな支障を来す事態となりました。そのような中、地元の消防団が大きな役割を果たしたという報道を至るところで拝見いたしました。通常の避難誘導や救助活動に加え、派遣された自衛隊や救助隊の案内役、救援物資の運搬や道路などのインフラ応急復旧、避難所対応など、様々な場面で活躍されたそうです。

こうした消防団の活動を目の当たりにした松本剛明総務大臣は、先月、全国の自治体に対し消防団員を確保し地域防災力の充実を図るよう求める書簡を出されました。

しかし、少子高齢化の中で団員を確保することは容易ではなく、また、団員の職業も、以前は農家や地元で自営業を営む団員が多かったのに対し、現在は会社員等の被雇用者である団員が全体の約七五%を超えております。そのような社会構造の変化の中で、市町村が団員募集を行うことや団員に対するインセンティブを増やすだけではなく、地域や社会全体で団員の確保に努めることが必要と存じます。

例えば、長野県や静岡県、岐阜県では、消防団員の確保や活動に協力している事業所等に対し消防団協力事業所支援減税制度や消防団員雇用貢献企業報奨金制度を創設し、事業税の優遇措置や報奨金による支援を行っているほか、

隣県の宮城県、福島県などでは、信用保証料の割引や融資における貸付利率の優遇などの金融支援も行い、消防団活動への協力を促しております。

同時多発的に起こる水害や地震などの広域的な災害には、消防団員の人員確保と長時間にわたる災害対応への理解が不可欠ですが、団員が所属する職場への支援等を含め、県としてどのような応援ができるのか、防災くらし安心部長に御所見をお尋ねしまして、私の壇上からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 鈴木議員から私に少子化克服に向けた今後の方策について御質問を頂戴しましたのでお答えいたします。

少子化対策は、地域の存続にも関わる喫緊の課題であります。少子化が進展する背景には、若者、特に女性の県外流出、未婚率や婚姻年齢の上昇、また、子育てに係る経済的負担や仕事と家庭・子育ての両立、そしてまた出産や育児の身体的・精神的負担など様々な要因が複合的に関連しておりますので、こうした課題を正面から受け止め、政府と地方が連携協力して早急に対策を講じていく必要があると考えております。

政府は、昨年十二月に「こども未来戦略」を閣議決定し、若い世代の所得増加や全ての子供・子育て世帯への切れ目のない支援など、少子化対策の強化を打ち出しました。本県としましても、この機を逃さず、政府の動きに十分に対応しながら、取組を強力に推し進めてまいります。

中でも、御指摘のありました結婚支援は、少子化対策の大きな柱の一つであります。県ではこれまで、オール山形の体制で運営する「やまがたハッピーサポートセンター」を核として結婚支援に力を入れてまいりました。特に、AIを活用したマッチング機能を搭載し、自宅からもスマートフォンで利用できる「A iナビやまがた」は、導入から一年が経過し、お見合い件数は約一・九倍に、交際成立数は約一・七倍に増加するなど成果が表れてきております。一方で、マッチングアプリにつきましては、様々な形態やサービスが見られるようになっておりますので、A iナビやまがたの在り方につきましては、登録料を含め、より多くの方に安心して御利用いただけるよう、継続的に検討を進めてまいりたいと考えております。

少子化対策は、きめ細かな支援策を総合的に粘り強く実施していくことが大切です。このため、これまでも、子育て家庭の経済的負担が軽くなるよう、ゼロ歳から二歳児までの保育料軽減や多子世帯等に対する放課後児童クラブ利用料への助成、そして独り親世帯への支援などに取り組んでまいりました。

今後に向けては、政府のこども未来戦略を受けて、本県として、政府と連携して取り組む事業、また、政府の施策では足りない部分や地域の実情を踏まえて独自に取り組むべき事業などを整理し、令和六年度当初予算案におきまして、「こどもまんなか山形」推進プロジェクトをはじめ、幅広い分野での支援策を提案させていただいたところであります。

具体的には、近年の晩婚化・晩産化の傾向により不妊に悩むカップルが増加していることを受けまして、従来の不妊治療に加え、新たに不妊検査に対する助成を行うことで支援を強化するほか、若い世代の定着・回帰に向けて、魅力的な雇用の創出や働きやすい職場づくりに社会全体で取り組んでまいります。加えまして、子育て世代を県内に呼び込むため新たに県独自の移住支援金制度を創設するなど、若い世代の本県への移住を促進してまいります。

少子化対策は、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、経済・雇用、教育といった多様な分野と連携して、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおける切れ目のない支援を行っていく必要がございます。社会全体で子育てを応援する機運を高め、結婚や出産、子育てに関する希望の実現を応援し、「子育てするなら山形県」と実感できる社会づくりにしっかりと取り組むことで少子化の克服につなげてまいりたいと考えているところであります。

○議長（森田 廣議員） 岡本みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（岡本泰輔君） 外国人材の定着に向けた取組についてお答え申し上げます。

外国人人口の着実な増加が見込まれる中、本県に住み続けたいと思ってもらえるよう、在住外国人が安心して働き、暮らしていくための取組を進めることは重要であると認識をしております。

このため、県ではこれまでも、山形県国際交流協会内に山形県外国人総合相談ワンストップセンターを設置し、本県に暮らす外国人の仕事上の悩みや日常生活の困り事等に関する相談への対応を行ってまいりました。

また、言葉は、買物や公共交通機関の利用、病気のときなど、生活の様々な場面において必要であり、地域の人々との交流においても重要であることから、県及び市町村の国際交流協会や民間団体と連携し、在住外国人を対象に日本語教室を開催しているほか、日本語を教えるボランティアの育成を行っている団体などに対し支援を行っている

ころです。

今後、より一層外国人材を受け入れ、定着を促していくためには、就業支援や就業環境の整備といった事業所における受入れ・定着の取組と併せ、地域においても社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立って、これまで以上に外国人が安心して暮らせる環境を整えていかなければならないと考えております。

こうした考えの下、来年度、外国人の地域への受入れ環境の整備等を進めるためのアクションプランとして「多文化共生推進プラン・仮称」を策定し、在住外国人に身近な市町村や国際交流協会などの団体との連携・協働の下、総合的に施策を展開してまいりたいと考えております。

本プランの策定に当たっては、在住外国人の声を把握し、多文化共生の取組に携わる有識者の方々から御意見を伺いながら、外国人材の受入れ・定着促進と安心して暮らせる地域の環境整備、共生社会に向けた外国人と地域住民の相互理解の促進といった観点から検討を進めてまいります。

プラン策定と並行して、当面する課題への対応として、来年度は、外国人材の活用を検討している企業向け相談機能を強化するほか、新たに専門家を配置し、市町村や外国人を雇用する事業所等のニーズに的確に対応した日本語学習機会の創出を図ってまいりたいと考えております。また、市町村や国際交流協会等と連携し、県民の異文化理解への機会や外国人と地域住民との交流機会を創出し、外国人と地域住民の相互理解を促進してまいります。

こうした取組を、地域における様々な主体とスクラムを組んで総合的かつ継続的に展開していくことにより、外国人材が生き生きと働き、安心して生活ができ、本県に来てよかったと思ってもらえるよう、多文化共生の社会づくりを進め、外国人材の受入れ拡大と定着を図ってまいります。

○議長（森田 廣議員） 中川防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（中川 崇君） 私には二問質問を頂戴しておりますので、順次お答えいたします。

初めに、自転車の交通安全対策についてです。

本県では、昨年四月の改正道路交通法の施行以前から、条例で自転車利用時のヘルメット着用を努力義務と規定し、学校や関係機関・団体等と連携した交通安全教室の開催や啓発チラシの配布など様々なヘルメット着用促進の取組を実施しております。しかしながら、結果といたしまして大幅な着用率の向上にはつながっていない現状にあります。

昨年警察庁が発表した自転車利用時のヘルメット着用率の上位三県、愛媛、大分、群馬でありますけれども、この三県につきましては、自転車利用中の高校生が痛ましい死亡事故等の被害に遭われたこと、それから高校生の自転車利用の事故が多いことなどを契機といたしまして、教育委員会などが主体となりまして、ヘルメットの無償配付や購入補助、着用推進モデル校の指定など様々な対策を数年かけて講じ、高校生をはじめとして着用率が大きく向上したと承知をしております。

本県としましては、高校生等が犠牲となる痛ましい交通事故が発生する前に、自転車利用時のヘルメット着用に向けた対策を強化し、交通事故被害の防止を図る必要があるものと考えております。

このため、まずは、自転車の利用頻度が高いものの着用率の低い高校生がヘルメットを購入しやすくするため、来年度から、自転車通学者を対象に購入費の一部を値引きする補助事業を実施したいと考えております。実施に当たりましては、学校の協力を得ながら、新入生への説明会等におきまして生徒に十分周知してもらおうなど、効果的に活用していただけるよう取り組んでまいります。

また、自転車利用時のヘルメット着用の促進に向けましては、大切な命を守るためのヘルメット着用の重要性を高校生にしっかりと理解してもらうことが何よりも大切であることから、今年度から、地元警察署と連携しまして、二つの高校をヘルメット着用推進モデル校として指定しまして、生徒自身による啓発活動等の機会づくりを始めたところであります。この中では、高校生からの意見として、ヘルメット着用は「格好が悪い」「髪型が乱れる」「周りがかぶっていない」などの着用しない理由や、「電車通学の場合、ヘルメットの保管場所に苦慮している」等の様々な課題も出されていると聞いているところであります。

来年度におきましては、このモデル校を五校に拡大した上で、こうした課題の解消等に向けまして、県として他県の好事例の紹介を行うとともに、活動費への支援等を行いながら、各モデル校の生徒自身による様々なアイデアを駆使した独自の取組を促進してまいりたいと考えております。取組を通しまして、生徒が自らの意思により自転車利用時にヘルメットを着用し、地域内での模範となってもらえることで、地域全体でのヘルメット着用意識の向上につながっていくことを期待しております。

県といたしましては、引き続き、学校、市町村、関係機関・団体等と連携しながら、高校生はもとより、全世代における自転車利用時のヘルメット着用率の向上を図り、ひいては自転車利用中の交通事故による悲惨な被害者を出さぬよう努めてまいります。

続きまして、消防団の加入、活動への理解促進についてお答えいたします。

令和五年四月一日現在の県内の消防団員数は二万一千三百四十三人でありまして、対前年比で九百四十一人、四・

二%の減少となっております。各市町村におかれましては、現在も積極的に団員確保を図っていることから、人口十万人当たりの団員数を見ても二千四十七人と、全国で二番目に多い現状にあります。しかしながら、人口減少や少子高齢化が進行する中で、団員の高齢化や担い手不足は本県にとっても深刻な問題であります。大規模災害におきましては、身近な地域住民同士の助け合いが非常に重要であり、日頃から十分な訓練を積み、災害発生時に即時に対応できる消防団員の確保は大きな課題であると認識しております。

近年、県内消防団員の約八割が被雇用者でありまして、消防団への加入を促進する上では、地域、特に団員が働いている職場におきまして、勤務時間中の出勤等への便宜を図ってもらうなど、事業者の方から消防団活動に対し十分に理解してもらうことが引き続き重要であります。

総務省消防庁では、平成十八年に、事業所の消防団活動への協力を社会貢献として広く認め、地域防災体制の充実につなげる消防団協力事業所表示制度を創設しまして、地方公共団体による事業所への支援策の導入を促進しております。県内におきましては、令和五年四月一日現在で、全市町村において合計四百九十七の事業所が協力事業所の認定を受けているところであります。

県におきましては、平成二十二年から、入札に係る総合評価方式におきまして、協力事業所であることを評価の対象とする優遇措置を講じながら、従業員の消防団加入に対する事業所の理解促進を図っているところであります。

県内十一の市町村におきましても、入札において消防団協力事業所への優遇措置を講じているところですが、それに加えまして、近年、市町村から県に対しまして、さらに幅広い業種に恩恵が及ぶよう、税制面での対応の要望が寄せられております。このため、県では、今年度新たに「政府の施策等に対する提案」におきまして、消防団協力事業所を対象とした税収減への補填措置を含めた税制優遇制度の創設を盛り込んだところであります。

今後とも、他県における消防団協力事業所に対する各種支援の実施状況やその効果等を調査・分析するなどしながら、さらなる方策について研究、検討しまして、消防団活動に対する事業所の理解、協力につなげてまいりたいと考えております。

災害が頻発化、激甚化している中、消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であります。県といたしましては、地域住民の命と安全を守る消防団活動につきまして、多様な手法を通しまして県民や事業所の理解を促進し、市町村による消防団員の確保に向けた取組を後押ししてまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 我妻産業労働部長。

○産業労働部長（我妻 悟君） 障がい者雇用についてお答えいたします。

県内企業における障がい者の実雇用率は、昨年六月現在で前年を〇・一三ポイント上回る二・三一%となり、全国順位も四十五位から三十九位に上昇するなど着実に進展しておりますが、法定雇用率二・三%を達成した企業数は、障がい者の雇用義務がある企業九百七十三社のうち五七・二%に当たる五百五十七社にとどまっていることから、引き続き障がい者雇用推進に向けた取組を強化していく必要があると考えております。

県内企業からは、「これまで障がい者を雇用したことがなく、どのように進めてよいか分からない」、また「どのような業務を任せてよいか分からない」といった声が多く聞かれますので、県では、主に法定雇用率の未達成企業を対象に障がい者雇用状況についてヒアリングを行い、雇用事例や支援策を紹介するとともに、障がい者雇用促進セミナーを開催し、積極的に障がい者雇用を推進している企業の見学会や意見交換会を実施しているところであります。これらを契機に、専門的なアドバイスを希望する企業に対しましては、ハローワーク等の支援機関と連携しながら個別相談会を開催し、個別の企業の状況に応じた具体的な対応方法や障がい特性に応じた業務の選定方法などについて助言を行っております。加えまして、障がい者を新規に雇い入れた県内企業に対しましては、今年度から障がい者雇用奨励金を支給しており、こうした様々な取組により、障がい者実雇用率の上昇において一定程度効果があったものと考えております。

本年四月以降、法定雇用率が段階的に引き上げられますが、これに伴い、新たに雇用義務が生じる企業や雇用する障がい者数が増える企業が出てきますので、県では、これらの企業を含めて、障がい者雇用を推進するため、現在実施している企業へのヒアリングや障がい者雇用促進セミナー、企業との個別相談会などを引き続き積極的に実施することで、障がい者雇用への理解促進と個別企業の課題解決に丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。加えまして、障がい者雇用奨励金についても、これまでは対象とならなかった従業員三百人以上の企業も対象とするなど制度の拡充を図ることで、企業の障がい者雇用を後押ししてまいります。

さらに、特別支援学校に配置されている就労支援コーディネーターとは企業情報を共有し、連携を密にすることで、企業に対しよりニーズに即した支援策の紹介等を行い、特別支援学校の生徒の就職を促進してまいります。

県としましては、これらの取組を通して、ハローワークなどの支援機関や特別支援学校などの教育機関と連携しながら、障がいのある方々が希望や能力に応じて生き生きと働くことができるよう、県内企業における障がい者雇用の一層の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 小林県土整備部長。

○県土整備部長（小林 寛君） 自転車の活用推進についてお答え申し上げます。

県では、令和四年三月に策定しました第二次山形県自転車活用推進計画において、一つの基幹ルートと十七の地域ルートを県のサイクリングモデルルートに定め、自転車の活用推進に取り組んでおります。

モデルルートでは、自転車が安全で快適に走れるよう路肩を広げるなどの道路整備を行うほか、自転車の通行位置や方向を示した矢羽根型路面表示を整備しているところでございます。

また、ルートのすばらしさを広く発信するため、県観光情報ポータルサイト「やまがたへの旅」において、サイクリングマップや豊富な観光資源を自転車で巡る体験記事等について掲載しているところでございます。

中でも、蔵王は、県内外から多くの方が参加するヒルクライムのサイクルイベントが近年実施されており、サイクリング熱が特に高まっている地域でございます。この高まりを受け、昨年八月には、山形市、上山市と地域の関係団体が主体となりまして、自転車活用推進のための協議会が立ち上がったところでございます。こうしたサイクリングに関する地域の盛り上がりや、サイクリング振興策を検討し実行する体制の構築とルートの魅力が認められまして、昨年十月に「やまがた蔵王ヒルクライムルート」が県内で初めて国のモデルルートとなったところでございます。

このルートの大きな魅力の一つは、約千四百メートルにも及ぶ高低差であり、日本屈指の本格的なヒルクライムルートとしてサイクリストの人気を集めております。ルートの特徴を生かすために、県が地元の蔵王石を使用して設置した、標高と距離を記したオリジナルの標石も見どころでございます。訪れたサイクリストからは、「標高が分かった」「標石と一緒に写真撮影ができて記念になった」などの声をいただいております。

県では、サイクリング熱が高まっている地域のルートについて、積極的に県ルートに追加していきたいと考えております。その際は、本県の美しい景観百か所を選定した「やまがた景観物語」のお勧めビューポイントを巡り、自然や町並みの美しさを体感できるルートについても、市町村や地域とともに検討してまいりたいと思っております。

さらに、協議会が立ち上がるなどの機運醸成が図られている地域の魅力あるルートにつきましては、国内外に広く認知され、より多くの方にサイクリングを楽しんでいただけるよう、国ルートを目指し、県としても様々な面から後押しをしてまいります。

県としましては、多くの自転車利用者が「走ってみたい」と思える魅力的なルートを掘り起こすとともに、既存ルートをさらに磨き上げ、関係部局との連携の下、自転車の活用を推進し、交流人口の拡大と地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明日定刻本会議を開き、議案に対する質疑と県政一般に関する質問を併せ行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 二時 一分 散 会